

平成30年9月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成30年9月10日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成30年9月10日 午前9時宣告（第4日）

応招議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	健康福祉課長	田村 秀明
副町長	中澤 一眞	産業建設課長	田村 正和
教育長	川井 正一	国土調査課長	橋掛 直馬
総務課長	麻田 正志	会計管理者	真辺 美紀
チーム佐川推進課長	岡崎 省治	教育次長	片岡 雄司
税務課長	森田 修弘	病院事務局長	渡辺 公平
町民課長	和田 強	農業委員会事務局長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成30年9月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

平成30年 9月10日 午前9時開議

日程第1

一 般 質 問

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 14 人です。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付のとおりです。
日程第 1、一般質問を行います。
一般質問は、通告順といたします。
9 番、松浦隆起君の発言を許します。

9 番（松浦隆起君）

おはようございます。9 番、松浦隆起でございます。通告に従いまして本日も 3 点質問させていただきます。よろしくお願いをいたします。

まず、質問に入ります前に、9 月の 6 日、3 時 8 分ごろに発生をしました北海道胆振東部地震により犠牲になられた方々に、この場より謹んで哀悼の意をあらわしますとともに、被災地におきまして大変な御苦勞をされておられる被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。私たちは、東日本大震災の折もそうでしたが、こういう大きな災害を経験をするたびに、それを大きな教訓として、これからの防災対策に生かしていかなければならないと思います。そして、決して一過性に終わらせることなく、常に最善の対策を模索をし、取り組んでいくことが重要な点であると考えております。今からお聞きをいたします質問につきましても、そういった観点からお聞きをさせていただきます。

それでは、質問に入ります。

1 点目に、SNS と Wi-Fi の整備の取り組みについてお伺いをいたします。

この取り組みにつきましては、28 年の 6 月定例会におきまして、一度質問をさせていただいております。そのときの答弁では、これから検討をしていくと、大体そういった内容であったのではないかと考えております。本日は、そういった点も含めまして、検討状況や、現在の取り組み等についてもお聞きをしたいと考えております。

前回も申し上げましたが、この SNS と Wi-Fi の整備については、防災情報の発信、観光情報の発信という点において、非常に有効なツールになると思っております。また国におきましても、Wi-Fi の整備について、今、積極的に取り組んでいるところでございます。本町におきましても、さらに取り組みを進めていただ

ればと思っております。

そこでまず、SNSについてお聞きをしていきたいと思います。前回は申し上げましたが、このSNSとはソーシャル・ネットワーキング・サービスの略でありまして、代表的なものとしてフェイスブックやツイッター、またLINE。また今、若い人たちに多く使われておりますのがインスタグラムというものであります。

このツイッターとフェイスブックは、メールとは違いまして、発信した情報を多くの人に同時に見てもらえることができる。ツイッターとフェイスブックは、それぞれフォロワーや友達といった形で、お互いに情報をやり取りする相手をつくっていきます。そして、自分の友達やフォロワーが発信をした情報や全く知らない人の情報というものをリツイートという形で、自分の友達や自分のフォロワーを含めた不特定多数の人と共有をすることができます。これが、いわゆる拡散といわれるものでありまして、どんどんと情報が広がっていきます。

今、本町におきましても、まじめにおもしろい365日のブランディングサイト、これとつなげてツイッターとフェイスブックを開設をしております。また、まちまるごと植物園というフェイスブックページも開設をしております。

このブランディングサイトについては、3月定例会の予算の質疑においてお聞きをいたしました。予算額として101万円が計上されておりましたが、これ、委託をせずに職員の皆さんが、佐川町の日常をツイッターやフェイスブックを通じて発信をすれば、それほど予算がかからずに済むのではないかと、また365日というサイトでありますけれども、更新は毎日ではないと。同じやるなら毎日更新をしたほうが話題にもなったり、いろんな情報が発信できるのではないかと、こういった点は再度検討の余地があるのではないかと、主に2点について、お伺いをさせていただきました。

そこでまず、このブランディングサイト、それから、それに連なるツイッター、フェイスブックについて、現状はどのように運営をされておられるのか、お伺いをいたします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

おはようございます。松浦議員の、先ほどのブランディングサイト、まじめにおもしろい365日、これの運営の現在の状況について御説明をいたします。

このブランディングサイトにつきましては、佐川町の日常、何気ない日常について、記者ということで、今現在は9名ほどだったと思いますが、の記者によってですね、記者クラブというものを任意に立ち上げまして、その中で話をしながら投稿をしているということでございます。

この投稿する記事に、それから写真につきましては、担当の記者がですね書いたものについて、ブランディングの委託をしております博報堂イシュープラスデザイン、こちらのほうにですね、内容についてチェックをしていただいた上で、サイトに載せているということでございます。

更新頻度につきましては、現状はですね、定期的に例えば週何日という形での実際は運用といいますか、記事の投稿はできておりませんが、9月に入っても何回か更新をしております。更新頻度につきましては、29年度よりかは上がっていると。その記者クラブの充実ということも含めて上がっております。今後についてもですね、記者のほうを、町民の方にも呼びかけもしておりますけれども、そういう方々も含めて投稿ができて、更新頻度を高めてまいりたいというふうに考えています。現状は、以上のようなことです。

9 番（松浦隆起君）

わかりました。この、まじめにおもしろい、のこのサイトにつきましては委託をして、それから今お聞きをしましたら、9名ほどのそういった方たちで内容をつくって発信をされてるということでありました。ちらっと課長にもお話をしましたが、この、まちまるごと植物園のほうの記事は、担当されてる職員さんがお書きになると。

私はなぜ、それを課長に聞いたかという、その文面といいますか、その内容が、まじめにおもしろい 365 日に書かれている何というか雰囲気というか、それと、この植物園の記事の雰囲気が、私なりには違うように感じてました。まちまるごと植物園のほうは、本当に職員さんが感じた声というのを書いてるようになってました。この、毎日 365 日のほうは、非常に内容は充実しているように見えますが、きれいに書いている。きれいに書いているから悪いわけではないんですけども。多分、書いている人が違うんじゃないかなと思って課長に聞くと、この植物園のほうは、担当しているチーム佐川の職員の方が書かれているということやったので、ああやっぱりそうかと。

なんとなく、私が、毎日更新したらどうかと町長等にも直接お話をしたこともあります。職員さんとかが直に感じた毎日のいろんな思い、また町民の方と触れ合うた、そんな直接的なのをもっとどんどん上げたらどうですかっていうのは、そういう意味でありまして、その9名の方が今一生懸命やられていることを、違うというわけではありませんが、何かそういうのをサイトからは感じました。

前回の質問の折に、この365日のサイトのアクセスの数をお聞きをしました。約11カ月間、4月から2月20日までということでしたが、アクセス数というよりはページビュー数が2万9,821回というふうに言われました。このページビュー数というのは、サイトを訪れた回数ではなくて、中でページをめくった、見た数でありますので、アクセス数としては、そんなに多くないのではないかなあというふうに思いました。

このサイトにつながるツイッターとフェイスブック、これを、ツイッターとフェイスブックには常に見てくれるその方に、記事を書くとき直接ダイレクトに行くっていうのがフォロワーや友達という方になりますが、それぞれ、このツイッターとフェイスブックのこの365日、まじめにおもしろい、のこのツイッターとフェイスブックのフォロワー数は、この原稿を書いた時点では、ツイッターで193人でした。フェイスブックで418人。この数字が多いとみるか、少ないとみるか、これは判断が分かれるところかも知れませんが、予算が見合ったものなのかなという点については、やはり私は疑問を持っております。

ちなみに、本当にこれはちなみにですが、参考に私もこのツイッターとフェイスブックをやっておりますが、私個人のこのフォロワー数を言うと、ツイッターが、この原稿を書いた時点でちょうど1,000人、フェイスブックが160人でありまして、私は、100万も予算がかかっておりません。強いて言えば通信費毎月5千円ぐらいのお金でありますので、それで、また判断をしていただければというふうに思います。

ただ、そうは言いましても、この、まじめにおもしろい365日、先ほど課長からもどういう内容かも少しお話しをいただきました。佐川町のブランディング、佐川町はこんな町だということを内外に広く知らせる、そういう情報発信のツールとしては特化しているものでありまして、本町の自然、それから歴史的町並み、また魅

力、それを発信をするこのサイトは必要なものだというふうに思います。ただ先ほどから言いましたように、その内容、またやり方、それについては、工夫があっていいのではないかなあというふうに思っておりますので、今後も、その点について研究、検討して続けていただければと思います。

先ほどからお話をしておりますように、この 365 日というサイト、それからそれに連なるツイッター、フェイスブックは、端的に言えば本町の暮らしや魅力を発信するものでありまして、行政情報というものは発信がされておられません。私は、この行政情報を発信するツイッター、フェイスブックを、前回、28 年に質問した折にもお聞きをしましたが、開設をしていただきたいと思います。今、役場から発信されているこの行政情報は、主に町広報、それから防災行政無線、ホームページ、メール等であると思います。

その中でも詳しく書かれている情報は町広報を通じて、いろんなお知らせをしていただいていると。ただ、これはもう一般的にそうですが、最近は紙媒体を余り読まない、特に若い世代の方が増えてきている。ニュースは、新聞やテレビではなく、ネットニュース等を利用するということも言われている時代であります。

そういう意味からも、幅広く、いろんな世代の、いろんな町民の方に行政情報を、また今、佐川町が取り組もうとしているということを知っていただくという意味でも、ツイッターやフェイスブックの利用というのは有効的なツールになると思います。特にフェイスブックは、ツイッターに比べて、基本的に文字制限や写真の枚数制限がありませんので、情報発信という意味では十分に使えると思います。そして、町民の方や町外の方との距離を縮めるということにもつながるのではないかと思います。

また一方で、もう一つのツイッター、今回の、先ほども少し冒頭にお話をしましたが、北海道における地震の発生時にも有効に使われておりました。情報を即座に広く拡散をさせるという意味で有効なツールになっておったと思います。今回の地震の発生時にも、北海道庁の公式ツイッター、また被災した自治体、それから住民の有志の方たちが、非公式でありながらツイッターを使って避難所の情報や給水時間というものの告知など、多くの情報をツイートをしておりました。

被災した自治体の一つで、震度 6 強を記録をした安平町という町

では、その町のホームページがダウンをしまして、もともと持っていた町の公式フェイスブック、そのページを使って、炊き出し情報や給水に関する情報を、いまなお発信をしております。

こういった事例を通して言えることは、災害が発生したとき、どの発信ツールがダウンするかわからない。情報発信の手段というのは、二重三重に用意をしておく。想定外の想定外が起きる、そのことを想定をしておくということが大事であろうと思います。ぜひ、こういった点を踏まえて、本町においても、行政情報が発信をするツイッターの公式アカウント、またフェイスブックの公式アカウントというものを開設をしていただきたいと思います。以上の点について、お答えをお願いをいたします。

町長（堀見和道君）

おはようございます。御質問いただきましてありがとうございます。私も、松浦議員と同じくツイッターとフェイスブックをやっておりますけども、松浦議員ほどのフォロワー数がないのが少し残念な気はしておりましたが、大変すばらしいことだなあというふうに思いました。

まず、まじめにおもしろい 365 日について、少しお話をさせていただきますが、定例会でも以前質問をいただきまして、今年度ですね、しっかり、365 日のサイトに関しては、情報発信にしては予算組みも含めてですね、どのような形で運営をしていくかということをしつかり決めて、来年度の予算に合わせですね、しっかり組み立てをしていきたいなというふうに思っております。

それ以外、町全体の情報発信ということに関しまして、この議会終わってですね、ことしの 9 月か 10 月からプロジェクトチームを組んで、佐川町の情報発信を今後どうしていくかということを根本的にですね、考えていきたいなと、抜本的に見直しもしていきたいなというふうに思っております。

既存のホームページにしても広報にしても、誰にどういう情報を伝えるのか、どういう手段で伝えるのかということをしつかりと分析をした上で、目的意識を持った情報発信を体系的にできるようにしていきたいなというふうに思っております。

松浦議員からお話ありました安平町の件もあります。急いで体系化をしていかなければいけないというふうに思っておりますが、ホームページの改正、抜本的なリニューアルにつきましては、やはり

少し時間がかかるのかなというふうに思っております。今年度しっかり検討した上でですね、来年度の予算でホームページのリニューアルを図ってきたいなというふうに思っております。

行政情報としてのフェイスブック、ツイッターの利用に関しては、今年度検討を進める中で、来年度のスタート時点で立ち上げることを目標にしながら、プロジェクトチームの中で検討、協議を進めていきたいと考えております。またいろいろ、松浦議員の経験ですね、知識をまた役場のほうにもお伝えいただいて、よりよいものをつくっていききたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いします。以上です。

9 番（松浦隆起君）

よろしく願いをしたいと思います。それでは次に、W i - F i の整備についてお伺いをいたします。これはもう皆さんも御存じだと思いますが、このW i - F i というのは公衆無線L A Nという言い方ができまして、ケーブルを使わない無線通信を利用したインターネット接続サービスの1つでありまして、これも前回お聞きをしております。

基地局から数十メートルと電波の届く範囲は狭いですが、高速かつ大容量のデータ通信を行えるというのが特徴であります。政府は2016年6月に、2020年までに観光拠点また防災拠点で、このW i - F i 整備を推進することを盛り込んだ日本再興戦略 2016 というものを閣議決定をしております。その決定を受けて、国におきましては、W i - F i が災害時の情報伝達手段の確保に有効なものとして、費用の一部を補助する公衆無線L A N環境整備支援事業を実施をしております。

昨年10月現在の調査では、この災害拠点の全国の整備状況は整備率が平均で全国で64.1%となっております。これは各県差がありまして、四国内では、今うろ覚えですが、ほかの県では90%台、80%台。極端に悪いところがあって平均64.1ということになっていたと思います。残念なことに、我がこの高知県は、全国で最下位でありました。28.1%。まだ、整備が進んでいない本町も、その要因の1カ所になっているのかなというふうに思っております。

大規模災害が起きた場合、この過去の例を見てわかりますが、電話回線が極端につながりにくくなります。しかし、インターネットの環境があれば避難者は情報を得やすくなります。自治体も被災状

況や避難者の様子を速やかに把握をする、また情報発信をする、その環境を継続することができるというふうに言えると思います。

そういった観点からも、本町におきましてもこの公共施設、観光施設、今、浜口邸には、前回質問した折にはもう整備をされているというお話でしたが、早急に整備を進めていただきたいと思います。中でも特に、災害時の拠点となるこの本庁舎、それから桜座やかわせみ、各学校の避難所など、そういった箇所への整備は早急に進めていただきたいと思います。この点についてお考えをお伺いいたします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まず私のほうからはですね、行政情報の、広く広報、住民の方々に広報するという観点からですね、例えば役場であるとか、かわせみであるとか、あるいは文化センターであるとか、いうところのW i - F i の整備については、関係課特に総務課であるとか、それぞれの関係課と話をしながらですね、先ほどの住民への広報の周知の仕方、ホームページのリニューアルであるとか、そういったことも含めて環境整備のほうは、関係課と検討をしてみたいというふうに思っております。

総務課長（麻田正志君）

私のほうからは、避難所のW i - F i 整備の取り組み状況等についてお答えをさせていただきます。避難所のW i - F i に関してですけれど、まず設置するに当たっては、イニシャルコストとランニングコストがかかるというような状況でございます。ランニングコストは単なる維持管理費用だけではなく、月額使用料が毎月発生するというような状況になってまいります。このことから、普段利用を考えない、防災に特化しただけのW i - F i 設備の設置ということにつきましては、費用対効果の面からは、効率が余りよくないというふうには考えております。そこで、総務課内で、普段利用に関する検討も行いまして、町内 13 拠点避難所がございますが、その拠点避難所 13 のうちの 9 施設が学校施設であるため、普段利用につきましては教育に主眼を置いた利用が適当であるとの結論に至り、現在、教育委員会と協議のほうを重ねております。

現時点の情報では、平成 32 年度中に町内全校の教育用端末の更新の予定があるということです。その中で、W i - F i を使った授業の検討などがなされるということなので、防災担当課の総務

課といたしましては、教育委員会でのW i - F i 導入にあわせまして、災害時には避難所の方に利用していただけるというようなことができるよう協議のほうを行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

今、両課長から答弁いただきましたが、ほぼ、前回いただいた答えと一緒に。ランニングコスト等、当然かかる、常に置いておけば。前回質問してから、あのときも検討するというお答えでしたが、全然検討してなかったんだなあというに今感じましたが、それを考えた上で、当然、国のそういった支援もありますし、どれくらいのところに設置するかというところは、役場の判断だと思いますが。先ほども言いましたが、観光施設、観光に起点を置くところはそれぞれ判断があると思いますが。いざ災害になったときに、そういうものを事前に整備をしておくというのが非常に大事な視点だと思います。

大規模災害になったときには、熊本等でもそうでしたが、電話会社がそれぞれW i - F i のアクセスポイントを無料でつくるということも、何日かたった後にそういう支援は始まります。でも、一番情報を発信したい、発生をしてその24時間以内であるとか、そういうときにW i - F i の整備があるというのは、非常に強い味方になると思います。

ですから、今一度ちょっと検討していただいて、今、学校施設、要は、学校施設のを使うということです、防災の総務課として何かをするということではないと、私はそうとりました。ですから、それ以外の避難所、多くの人が集まる場所であるとか、そういったところには、しっかり配備をするというのは大事なことだと思います。

たまたまちょうど質問と重なって、ゆうべ、ニュースを見てましたが、夜の。今回の北海道地震で、特に病院の施設や在宅で介護を受けておられる方で、電気がとまることによって、常に動かないといけないそういう装置またボンベ、そういうものがとまってしまうと。自家発電機や、そういったボンベが必要だということで、ある診療所では、もうあと6時間しか持たない。それをその病院の診療所の方が、ツイッターやフェイスブックいろんな方向へそういったものを使って発信をして、大阪で、この間の台風で非常に災害を

受けた、そのちょうど医療機器のレンタル会社の社長の方がその情報を受けて、車に何十本とボンベを載せ、自家発電機を載せ、それで大阪から北海道へと1日かけて行ったというような、きのう番組でやっておりました。

幸いなことに、その方が着いたときには電気が通りましたということで、難を逃れておりましたが、そういった、本当にあと何時間、今これが必要ですよというのを熊本のときもそうでしたが、ツイッターやフェイスブックを通じて、今ここに助けに来てもらいたいと発信を、たくさん出ました。そのときに、通信環境がなかったり、何らかで自分の通信が使えなかったりすると、情報発信したくてもできない。その意味では非常に大事なことです。もう答弁は求めませんが、今一度しっかり検討をしていただいて、2年前に答えたと同じような答えをいまだに言っている、まだ進めないというようなのは、僕はちょっとどうかと思いますので、ぜひ、早急に、先ほど町長のお答えでは、そういう情報発信についてもこれから考えるということでしたので、それとあわせて進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

これにつきましては、これで終わらせていただきます。

2点目の質問に移らせていただきます。

地域の環境整備事業について伺いをいたします。これだけでは少し漠然としてわからないと思いますが、通告には、生活環境の整備をする個人に対して補助金を交付する事業の取り組みについてというふうにさせていただいてます。

具体的には、道路の修繕や崖崩れ、またそれになるかもしれない、そういうものへの補助であります。ただ、その対象が自治会とか町道とかそういうのではなく、個人に対してという点が今回の質問の主眼であります。

今回、この質問をさせていただくことにしましたきっかけは、町民の方からの御相談でありました。加茂地区に住んでおられる方から御相談をいただきまして、その方の持っておられる土地が、それは昔は畑やったかもわかりませんが、長年の雨等によって少しずつ前へと崩れかけてきておりまして、石積みも膨らみ始めてきている。かなり前へ来ているという状態でありました。その石積みに隣接をしているおうちにも影響が出始めている。通れるぐらいの幅であったのがもう通れないぐらいの幅になっているという状況でありまし

た。

関係者の方が、その方、私に相談された方ともう一人おまして、主に2軒のおうちの方が工事をしなければならないという状況であります。が、工事費用がかなり高額になるということで、何か町のそういう支援策というのはないでしょうかという御相談でした。早速、建設課長に連絡を入れまして、現地を見ていただきました。担当の職員の方は、もう一人の方から先に相談があったようで、現地を既に見ていただいております、相談にも乗っていただいております。

結論から言うと、材料としてのセメントの分、それは町が出していただけると。ただ、その高さが基準に満たないということで、補助が出ないということでありました。これは、どの、いろんな私も要望いただいておりますが、今までは通常そうであります。ただ、その後も、補助が出ない、出せない、町としては。ただ、少しでも工事費を安くできないだろうか町民の方の負担を下げられないだろうかということで、施工方法などを検討していただいて、それから二度三度足を運んでいただいて、見積もりを業者の方が取る現場にも赴いていただいて、最初の見積金額よりは安く工事ができることにはなりました。

そういった意味では、この建設課長また当初から担当していただいた職員の方、本当に親身になって考えていただきまして、これにつきましては感謝をするとともに、町長がよく言われるチーム佐川という観点かもわかりませんが、町民の皆さんの立場になって働く、本来であれば、補助はもうないんですよ、と言ってそこでもう引いてしまっても別におかしくはない。でも、それだけではなく、少しでも町民の方の負担をとということで、動いていただきましたので、本来の職員のあるべき姿というのを見せていただいたようでありました。ありがとうございました。

この相談者の方とやりとりをしている中で何度も出たお話が、こういった事例に、町の単独で補助をするような制度が何かないですかというものでした。私と相談をしていただいた方ともう一人の方のほうで自分で県へ電話をしたり、いろんなところへ電話をして調べていたようでして、ちょっと記憶が定かではないですが、確か香南市というふうに言ってたと思うんですが、香南市か香美市で、その市単独でそういう県のがにはまらないものについても補助を出し

ている制度がそこにはあると。佐川町ではないんですかということ
を何度も言われました。

本町には、さまざまな種類の補助事業があります。が、こういった
事例に対するものは現在はありません。基本的に、周知や指導に
対して補助は行わないという考え方がベースにあるというふうには
思います。ただ一方で、耐震改修工事、またそれと同時にを行うリフ
ォームへの補助であったり、また、薪ストーブの設置など、いわゆ
る個人に対しての補助もないわけではありません。

先ほどお話をしましたケースでも、県の補助の基準に達していれ
ば、多分これ、がけくずれ住家防災対策事業という補助金だと思い
ますが、そういったものが充てられたものだと思います。ただ、現
地を見ていただきまして、実際は、確か数十センチ足りないという
ことで、1軒当たり、相談していただいたそのお二人は百数十万円
を超える工事代を負担をすると。でも実際に工事が取り組まれたと
思います。

今回相談を受ける中で、自分の財産といえども、何かこういった
方への補助というものが何かないだろうかということで考えており
まして、いろいろ調べていきました。全国の自治体の中には、先ほ
ど、相談者の方が私に言ったように、崖崩れ対策等について、そう
いった県の基準というものに満たない箇所についても、自治体独自
の補助制度を行っているところが結構ありました。

そういった自治体では、大体平均的に見ましたが、主に高さが2
メートル以上、で5メートル以内の崖や擁壁に対して助成をしてお
りまして、考え方としては、崩れた崖やその兆候にある自然斜面や
擁壁は、本来は所有者が適正な管理を行うものではあるが、町民の
方の安全・安心な生活環境を確保するため、との考えのもと、個人
が所有する宅地等の崖面であっても、その復旧工事に要する費用の
一部を補助をしております。また、私道整備補助金といった形で、
地域の交通安全の確保と生活環境の向上を目的として助成を行っ
ている自治体も少なくありませんでした。

そういったことを調べている中で、四万十町での取り組みを以前
聞いたことを思い出しまして、問い合わせました。四万十町の職員
の方から交付要綱をいただきました。四万十町では、四万十町集落
環境整備事業というものを行っておりまして、100万円を限度額と
する補助を行っております。

もう少し詳しく内容を言いますと、対象は、町内に居住する個人または協業団体となっております。補助対象事業は、大きく2つに分かれております。農業基盤整備事業と生活環境整備事業、その中身は、圃場整備、生活道路整備、生活排水路整備、それから住環境整備というふうになっております。

圃場整備については、100万円を限度として2分の1。生活環境整備事業については100万円を限度として3分の2の補助金を交付するというふうになっております。具体的に、こういった例があるのかお聞きをしました。例えば、生活道として使用している道路の改修または新設の場合、町道であれば町が行ってくれますが、私道の場合は本来であれば個人が行わなければなりません。こういったところに補助を行っているようであります。ぜひ、本町においても、先ほどから申し上げておりますこれらの事業を参考にさせていただきまして、こういったものを立ち上げていただきたいと思っております。

限られた予算でありますので、何もかにも全てにいろんな支援をするというわけにはいきませんが、できる限りそういったことへも対応できる余裕があれば、していただければと思っております。こういった事業は、今までありませんので、少し頭の切りかえというものが要かと思いますが、見方を変えれば、本町に住んでいただいている皆さんが、この先も安心して長く暮らしていただくためにも、こういった取り組みも必要なのではないか、現実に全国の中、また四万十町もそうですが、県内でも行っているところがございますので、ぜひ、検討していただければと思います。この点について、お考えをお聞きをいたします。

産業建設課長（田村正和君）

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。先ほど、まず御質問の中にありました加茂の本村西の地区の斜面の件ですけれども、本村地区の斜面につきましてはですね、言われましたとおり、県の補助の要件を満たさなかったということですので、町単独の材料支給をさせていただいたということです。そのため材料支給のみということですので、施工手間でありますとか、型枠でありますとか、そういうものが対象外となったために個人の負担が大きくなったということでございます。

佐川町におきましてはですね、現在、補助をいろいろしておりま

すけども、生活環境整備ということで言いますと、道路、町道でありますとか、それから河川、それから農業用の水路等ですね、生活環境整備に関しましては生コンの材料支給をさせていただきましたり、それから、地域で頑張る土木事業費補助金ということをやっております。それからもちろん町が施工をするというようなものもございます。

この中で、大きくは3つぐらいの対応をさせていただいておるわけですが、いろいろな要望がございまして、緊急性とか必要性、それから効果、予算等、総合的に判断をさせてもらって、現在施工をしております。

御質問のありました個人所有の道路でありますとか、それから斜面でありますとか、ということにつきましては、今、個人財産の機能アップということにもつながるということもありますので、現在は補助の対象外としております。

今、町はですね、原則としまして個人が所有する財産の保全にしましては、公費を入れるべきではないと考えております。ただし、今、現状でも、先ほど言うたように材料を支給しているという形で、そういう補助がございます。今後ですね、他の市町村、四万十町でありますとか、取り組みを調査をさせていただいて、年度内に佐川町の取り組みを調査、検討をしたいと考えております。以上です。よろしくお願いいたします。

9 番（松浦隆起君）

ありがとうございます。一番ネックになるというのはやっぱり、その個人の財産と。今までは本町ではそういうのを行ってませんから、頭の切りかえが必要だと言ったのはそういうところありますが。ただ、今、課長の答弁もありましたが、個人のそういうものには、そういうものはやらないということでありましたが、先ほども上げましたように、そうは言いつつも、それはどこまで財産とみるかということはあるでしょうが、リフォームへの補助であったり、薪ストーブの補助であったり、個人のものに対して全くしてないかという、そうではないというに思います。

これが、誰から見ても、例えばそのお宅のおうちの中の、言い方が難しいですが、個人的なおうちの中の暮らしをよくするとか、そういったものであれば、当然、課長が言われるとおりだと思いますが、先ほど例を挙げた加茂地区であれば、自分のところというより

かは、その関係するお宅に迷惑がかからないように危険を防ぐために工事をしなければならない、高ささえ満たしていれば、補助がもらえる、そういったものでありますから、そういったものについては検討する余地があるのではないかというふうに、私も頭を切りかえました。いろいろ相談を受けてそれから調べていくうちに。

それから四万十町もそうですが、道路についても生活に本当に必要な、その方がその町で、例えば四万十町であれば四万十町で、そのおうちで暮らしていくためにその道路は必ず必要だと、それがその方の財産の向上だと捉えればそうかも知れませんし、四万十町に住んでもらうためにそれは必要なもんなので、ある一定補助を出しましょうという考え方も1つだと思いますので、これは初めて私が出したことです。ぜひ、検討していただいて、財政状況、財布との相談もあると思いますから、検討していただいて答えを出していただければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは次の質問に移ります。

子育て支援策について伺いをいたします。

この子育て支援策また少子化対策につきましては、議員にならせていただいてから、このまちづくりというものにおいて最重要課題、一番大事な取り組みではないかという位置づけで、一貫してさまざま取り組んできたところであります。今年度からは新たに子育て世代包括支援センターが立ち上がり、不育症治療への助成も始まりました。5月からは子育て支援に特化したサイトも始めていただいております。

担当課の職員の皆さんの、この子育て支援に対する思い、それから努力によりまして、今、佐川町のこの子育て支援策、少子化対策は、県下のどの自治体にも引けを取らないものになっていると胸を張って、子育て支援の町・佐川町と言えるまでになっているのではないかと、私は思っております。本日は、その支援策をさらに充実をさせていただくための取り組みをお聞きをしたいと思っております。

本日お聞きをいたしますこの産後ケア事業の取り組みと産婦健康診査事業の取り組みにつきましては、昨年の3月定例会におきまして1度お聞きをいたしております。この取り組みは、先ほど申し上げました子育て世代包括支援センターの核となるメニューの1つと言えると思っております。

担当課の方がつくっておられますこの子育て世代包括支援センタ

一の内容をお知らせするチラシには、妊娠・出産・産後・子育ての全ての期間を通じて、切れ目のない細やかな支援を行う子育て支援拠点、と書かれております。ここに書かれておりますように、切れ目のない支援の中の、産後のサポートをするための大切な支援がこの産後ケア事業であり、産婦健康診査と言えます。

この中で、この産婦健康診査は、産後鬱の予防や早期発見、それから新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間そして産後1カ月に、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査であります。厚労省は、2017年度から、この産婦健康診査の費用への助成を始めております。産後2週間と1カ月に行います健診費用2回分を助成をするもので、1回につき5千円を上限に費用の半分を負担するとしております。

ただ、この事業には要件がありまして、産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施することとされております。産後ケア事業実施を要件としているのは、この産婦健康診査によって産後鬱と診断された場合、産後ケア事業につながることによって産後の精神的負担などを和らげることにつながるからであります。

この産後ケア事業は、国の予算では、17年度予算は240市区町村分でありましたが、実施の意向を示す自治体の増加に対応しまして、18年度予算では、その倍以上、520市区町村での実施を見込んだ費用が盛り込まれております。産後ケア事業のガイドラインによれば、宿泊型、アウトリーチ型、デイサービス型の3種類の実施方法に分かれております。

県内の市町村においても実施をされておりました、高知市や南国市、土佐市、近いところでは、いの町などです。こちらは助産師等が訪問して行うアウトリーチ型がとられております。また、この9月からは高知市が新たに宿泊型を始めるようであります。

産後ケア事業の基本的なケアの内容は、母親の身体的ケア及び保健指導、栄養指導、母親の心理的ケア、適切な授乳が実施できるためのケア、育児の手技についての具体的な指導や相談、というふうになっております。

厚労省によりますと、この産婦の約1割は、育児への不安や重圧によって、不眠や意欲の低下といった症状の産後鬱を発症すると言われております。対応が遅れば、育児放棄や虐待、そして自殺に

さえつながる恐れもございます。そういった意味からも、今るる申し上げました産婦健診事業、産後ケア事業は必要な取り組みであると思います。早急に実施に向けて取り組んでいただきたいと思いますっております。

昨年の質問の折に、1年程度かけて検討していくことになるという趣旨の答弁をいただいております。もう既に1年以上たっておりますので、何らか、検討はされておられるのではないかとも思いますので、以上を踏まえましてお答えをお伺いをいたします。

健康福祉課長（田村秀明君）

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えします。まず、産後ケア事業の取り組み状況でございます。健康福祉課では4月から、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うため、母子保健コーディネーターを配置し、業務を行っています。

御質問の産後ケアの取り組みにつきまして、まず、町のですね、単独事業として2つのことを行っております。1つ目はですね、母乳相談。町内にあります母乳相談所において2歳の誕生日の前日まで利用できる母乳相談受給者証を発行し、1回500円の利用料助成をしており、母乳育児を応援しております。利用回数についてはですね、定めておらず、必要時にはですね利用していただけるようになっております。

もう1つはですね、ヘルパー訪問事業であります。これは、母子手帳の発行を受けたときからですね、産後6カ月まで母親に対して、買い物や調理、掃除などの家事援助、また赤ちゃんの沐浴介助などの育児援助、事業の委託先であります佐川町社協のヘルパーが自宅にお伺いして子育ての手伝いを実施しています。

これが、以上がですね、この2つがですね、佐川町が独自にやっています産後ケアの取り組みということになります。御質問のありました国の産後ケア事業の概要でございますが、国が示す専門職による産後ケア事業は、国の3分の1の補助事業で、妊娠・出産包括支援事業の1つでありまして、出産後おおむね4カ月未満のですね、子供を持つ母親を対象に病院や助産所などでの宿泊、助産師による家庭訪問により心身のケアを図るとともに、育児相談に応じ母子と家庭が安心して子育てができる支援を行う事業となっています。

事業の内容は、先ほど議員がおっしゃったとおりですね、宿泊型、

アウトリーチ型、デイサービス型となっております。宿泊型はですね、利用者が専門の施設とか病院とか診療所などにおいて宿泊させてですね、産後ケアを行う事業です。アウトリーチ型は、助産師等の方が利用者の自宅を訪問して保健指導や身体的、心理的なケアを適切な授乳ができるためのケアを行うものです。デイサービス型が、個別集団に対して、病院、診療所、助産所等において来所されて産後ケアを行うということになっています。

県内の状況については、先ほど議員がおっしゃったように、今4市町でやってます。高知市、南国市、土佐市、いの町がですね、自宅を訪問してケアするアウトリーチ型を実施してます。これについては回数が1回から2回。利用料については個人負担ということになりますが、500円から千円。また、高知市はですね、先ほどおっしゃったように9月からですね、助産院に宿泊型のですね、委託も実施しております。

佐川町でもですね、施設の状況を考えたときにですね、専門職が訪問して行いますアウトリーチ型が実施できるのではないかというふうに考えておまして、実施できるように、現在取り組みをしているところでございます。

またもう1つのですね、産婦健康診査事業のほうですが、これについては産後鬱などを予防するために産後2週間と産後1カ月などの出産後間もない時期に医療機関においてですね、産婦健康診査を受けるための費用2回分を助成するというものになってまして、議員がおっしゃったように、この事業のですね、実施するには産後ケア事業を実施しているということがですね、必須条件というふうになっております。

産後健康診査で実施したですね、エジンバラ産後鬱病質問表というのがあるんですが、この結果等によりですね、心理的ケアが必要と認められた者は心理的側面から支援をする必要があることから産後ケア事業を実施することになります。

現在ですね、産婦健康診査事業を実施している市町村数について県のほうに問い合わせたんですが、現在のところは、これありません。というのはですね、これ町単独で実施する場合には各医療機関とですね、それぞれ委託契約をですね結ぶ必要があります。また医療費のですね支払いについても国保連合会を通してですね、一括請求をしてもらうことができないためですね、県としても県の医師会

との契約、国保連合会等ですね、請求事務を県下統一的に実施していくという方針を検討しているということの回答を得ましたので、ここについてはですね、県のほうと歩調を合わせてですね、やっていきたいというふうに考えてます。

来年度ですね取り組みにつきましては、産後ケア事業の取り組みについてはですね、国の補助事業としての産後ケア事業を実施するために必要な体制の事業の内容をですね、子育て包括支援センターを中心に考え、今後、町内ですね、母乳相談所や県ですね、助産師会などと話し合いの機会を持つなどしてですね、事業が実施できるように取り組んでまいります。

また現在、町単独で行っています母乳相談事業とヘルパー訪問事業につきましてもですね、継続して実施していくようにしています。以上です。

9 番（松浦隆起君）

まず1点、その産婦健診のさまざま医師会と検討、お話がありましたが、その県に合わせていくというお話でしたが、具体的に、実際にどういう方向になっていくのかという答弁をいただけますか。

健康福祉課長（田村秀明君）

この産婦健診審査ですね、該当すると。ある一定以上の点数以上になったら、鬱の疑いがあるという人についてはですね、支援をするということになったときにですね、医療機関のほうにつなぐ必要があります。医療機関につないでですね、そこ町のほうとの支払い関係であったり契約関係であったりっていうのはですね、個別に全部をやっていくとですね、なかなか大変になりますので、県が一括してですね、医療機関と契約することによって、私たち各市町村が使いやすくなるということ、それから請求についてもですね、そこを通してやることによって、国保連合会のほうから一括で請求がきて支払いができるということで、煩雑さがなくなるというところで、そういったところをですね、歩調を合わせたいということになります。以上です。

9 番（松浦隆起君）

ごめんなさい、ちょっと理解力が僕は足りないんですけど、歩調を合わすというのは、県はそういうことに向けて取り組んでいただけるということになっているということですか。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。直接、私のほうが電話をしたんではないので、ちょっと詳細についてはですね、あれなんです、担当のほうですね確認をしたところですね、県としては、こういったことは県下のにまとめてやりたいというところの中で、そういったことをするというふうには伺っております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

わかりました。それはそれでまた県のほうへ何らかの働きかけをしていくということだと思いますので、私もできる範囲で努力したいと思います。

今、子育て支援センターのメニューとして、先ほど課長も言いましたが、ヘルパー事業というのを実施をしていただいております。前回の質問のときにも、本町でもう既にやっているメニュー、母乳保育の相談であるとか、そういうもので産後ケア事業としていけるのではないかとということもお聞きをしました。

このヘルパー事業もその後から今、出てきているところでありますが、この事業も、この産後ケア事業というものと連携をしていく事業ではないかなあと。このヘルパー事業自体が産後ケア事業の中に、国が言ってる中に入るかということ、ちょっと微妙かもわかりませんので、ただ、産後ケア事業として、またいずれ産婦健診をして必要だと言われた方に、このヘルパー事業が本町で行っているというのは、逆に非常に意味が、ヘルパー事業をやっている意味が出てくるのではないかとというふうに思っておりますので、産後ケア事業については、前向きに実施に向けて検討していただくということでありますので、産婦健診事業と含めて、ぜひ、実現できるように取り組んでいただきたいことをお願いをしまして、全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、9 番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

10 分間休憩します。

休憩　　午前 10 時 5 分

再開　　午前 10 時 15 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

5 番、坂本玲子君の発言を許します。

5 番（坂本玲子君）

おはようございます。5 番議員の坂本です。通告に従いまして質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず 1 点目に、図書館について伺います。図書館建設は、最初の計画では整備案策定が 29、30 年で、31 年度設計、32 年度には建築予定でしたが、年々その計画が後退し、今の計画では平成 33 年度建築予定となっていました。町長の今回の行政報告では、これがさらに伸び、34 年度になる見込みだということです。その理由としては、単に本を貸すだけではなく、情報の拠点、生涯学習の拠点、町民生活の拠点となるような、これまでにない新たな機能を盛り込みたいこと、町民とともに作り上げたいということが述べられました。

私も、その考えには賛成で、ただ早ければいいとは思っていません。町民とともに作り上げていくことは大切です。今、あったかの運営が町民参加のもと、その願いを達成するために運営し、発展していています。図書館も住民参加のもと、住民の願いをかなえる形になってほしいと思っています。

この図書館に関して、平成 27 年 12 月には、佐川町図書館整備検討委員会が提言書を出しています。この検討会は、建設の可否や図書館の整備に関することを検討しています。検討委員会で大まかな方針は出されています。今年度、整備方針策定委員会が立ち上げられたそうですが、今後の整備方針策定委員会においては、この提言書に沿って実施をしていくのか、何をどう策定するのか、まず伺いたします。

教育長（川井正一君）

図書館整備方針の策定委員会の、こういったことをやるのかということですが、図書館整備にかかる基本構想としまして、ハード面では、備えるべき施設の具体的内容。ソフト面では、図書館サービスの内容や管理運営体制など、こういったことを検討して決定していただければと考えております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

ということですね、具体的な広さとか蔵書数とか、職員とかその他の必要な部屋などを提言書に沿って、予算化に向けてやっていくということでしょうか。

教育長（川井正一君）

そうでございます。ただ、提言書の中身を見ていただきますと、例えば施設面では、こういったコーナーがあったらいいというな、施設名をただ単に書いているだけでございます。ですので、単に書いてある施設名について、具体的な内容、例えばこの前、8月20日に検討委員会をやらせていただいたんですが、その際にも、例えば委員の皆さんから、例えば乳幼児のコーナーについては防音にしたほうがいいんじゃないか、そういった御意見も出ておりました。そういった具体的な内容を施設面では決めていただくということになろうと思っておりますし、また提言書で、施設規模は800平米、蔵書は5万冊、そういったものが望ましいということも書かれております。そういったことも含めて、この策定委員会で、そういったことを1つの目安としていただきながら検討していただくということになろうかと思っております。以上でございます。

5番（坂本玲子君）

整備方針策定委員会では、まず現場で今、今の図書館で働いている人の声を聞く、そこの利用者の声を聞く、そういうことも大切ではないかと思いますが、そのような予定はありますでしょうか。

教育長（川井正一君）

現在、策定委員会の委員さんは14名のメンバーで構成されておりますが、図書館利用者の方に委員になっていただくために、図書館のほうで公募させていただきまして、現在3名の方が図書館利用者という立場から委員に就任していただいております。以上でございます。

5番（坂本玲子君）

私たち議員も、図書館の視察を行いました。先日完成した雲の上図書館、確かに設計的にはすばらしいかもしれませんが、見た途端に、身体障害者の方にとってはどうだろうかかと考えてしまいました。ほかの県に行ったときには、図書館の真ん中におトイレがありました。画期的ではありますが、使いにくそうでした。そこは書庫とか倉庫がほとんどなく、さまざまなものが置き場がなくて困っていました。

設計的には画期的でも使いにくいものはだめです。機能的であり、かつ必要なスペースが確保されている。その上でのデザインです。現場の声に合わせて設計するのが当然ですが、設計に合わせて現場

をやるという状況は避けたいものだと思います。そういう意味でもぜひ、現場の声をしっかり聞いていただきたいと。

先日、高知新聞で高知県の図書館についての記事がありました。高知県の図書館についてはその蔵書数、資料費とも全国平均から比べてかなり低いと書いてありました。県はこの事態を受け、振興計画を作成するとの発表がありました。佐川町を、同規模の自治体と比較すると、全国平均と比べ、佐川町の蔵書は2分の1以下、資料費4分の1以下です。高知県下で比べても最低です。それについて、どのようにお考えでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。佐川町の図書館の現状は、議員おっしゃったとおり非常に、県下的にも恵まれた環境とは言えないと思っております。資料費等については昔からいえば若干増えておるんですが、なかなか全国的なレベルから見ると低い状況であると思っておりますし、施設の広さ、そういったものを含めて今後、新図書館を建設する際には、目指すべき目標をしっかりと定めて取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

検討委員会が出した提言書では、資料費の増額がありました。佐川町の資料費は、平成30年度で180万円しかありません。全国平均では443万円です。新図書館が建設されるのはまだ3年以上あります。冊数の少なさを急に多くするのは無理があります。その準備としてできることは、今から資料費の増額をすることが必要ではないかと思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。現在の書庫のキャパもございますので、そこら辺を見据えながら、できるだけ、日本図書館協会が目標としております5万冊を目指してやっていくということは大事にしなければいけないと思っておりますが、ただ、例えば、今出ておりました梶原町の図書館、あるいは、先般、策定委員会の委員の皆さんとお伺いしました津野町立図書館かわうそ館等につきましても、建設後、基本的に5万冊を目指すというな視点で図書費の増額をされておるというふうにも聞いております。そういったことを含めて、今後考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

建設後にですね、一気に増やすのはなかなか難しいと思いますので、少しずつでもその資料費を増やして行って、今から３年後になりますが、それまでも充実させるような努力が必要かと思いますが、その辺はどうですか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。図書館建設が基本的に平成 34 年度ということでございますので、それまで約 5 年間、来年度から言えば 4 年間ということになりますが、その間、予算の状況もできるだけ我々としては、資料費については努力はしたいと。ただ、どの程度になるのか、そこら辺はなかなか難しいところでございますが、検討委員会の中で、一定、多分その目指すべき蔵書冊数 5 万冊ということも話題になってこようかと思いますが、そういった御意見もお伺いしながら、できるだけ努力はしていきたいというふうに考えております。

5 番（坂本玲子君）

そのほかにですね、今の図書館で、いろんな改善すべき点があるかと思いますが、その辺についてはどのようにお考えですか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。図書館長から、現在の図書館でなかなか十分じゃない状況をお聞きしております。そういった点につきましては、来年度予算で対応すべきものは順次対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

館長からの声があるということですので、現場の方やその利用者に不便をおかけしないように、現時点でできることは予算化して改善していただきたいと思います。

現図書館では 4 名体制で、司書の方は臨時職員の 1 名のみ。司書というのは専門職です。図書館の運営全般にかかわります。どのような蔵書があるかを把握し、来館者がスムーズに利用できるようにします。また必要な本のアドバイスも重要な仕事です。イベントや企画も担当します。また町には、どのような本が必要かを考え選定し発注しなければなりません。ただそこにて、利用者が持ってきた本の貸し出しをすればいいというだけの仕事ではありません。その辺の、司書さんの仕事についての認識はいかがですか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。現在、臨時職員として1名の司書の方に図書館で業務していただいております。やはり専門性の高い業務内容であり、今後とも、図書館司書さんについてはさまざまな研修会等にも参加していただいております。やはり、現在おる司書さんのレベルアップも図りながら、今後は、図書館として、整備検討委員会でさまざまな管理運営体制についても御意見が出てくると思いますので、そういった点も踏まえて考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

県の図書館振興計画では、高知県の図書館が目指す日本一の項目に、高知県の財政状況等を考えると、すぐ日本一を目指すのは不可能である。しかし、人的資源に限って言えば、質の高い司書等の確保は困難ではない。県、市町村、大学、学校、NPO等とともに、日本一学習する図書館職員、スタッフとなることを目指す、と書かれています。佐川町でもこれを目指すべきだと思いますが、どうでしょうか。

教育長（川井正一君）

高知県図書館振興計画で、そのようなことになっておりまして、私どももその内容をいただいております。今後、その振興計画に沿った対応ができるように努力していかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

そのためにはですね、専任職員である司書の正規採用が必要だと思います。検討委員会の提言書でも複数の司書の配置が課題と書かれています。新図書館ができるまで、この3年4年を準備期間とし、必要な人材を確保し、よりいい図書館にすべきだと思っています。質の高い司書の採用は、その図書館の今後に大きな影響を与えます。町長が副町長や観光協会の事務局長をヘッドハンティングしたように、司書さんもあらゆる情報を駆使して、最高の司書さんを雇用していただきたいと思います。

その司書さんの意見も聞きながら、新図書館を設計をしていくことが肝要だと思うのですが、司書の採用についてはどのようにお考えでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。構想の策定期間は本年度から3年間という1

年延長させていただきましたが、その中で新図書館の管理運営体制をどうするのかも出てまいりますので、そういった点も見据えながら司書の正式採用については今後考えていきたいと思っております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

ぜひですね前向きに考えていただきたいと思っています。

私は、例えば道の駅とドッキングするのはどうかなと考えたりします。今後、道の駅の整備も計画されています。道の駅をつくるかどうかはまだきちんと決まっていない状況ですが、もしつくるとなれば、道の駅に人が常時来てくれるためには、それなりの工夫が必要です。同じ場所に、例えば図書館を2階建てにしてつくる。そのワンフロアに子供たちが雨でも遊べる全天候型の遊び場を併設する。子供が来ると、親や祖父母も来ます。ついでに買い物もします。駐車場も二重には要りません。いいことづくしではないかと思っています。

そういうふうに、教育委員会の、図書館は施策ではありますが、ほかの課とも連携をしながら、ぜひ複合的なこともあわせて考えていただきたいと思っていますが、その辺はいかがでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。図書館と道の駅との複合施設ということについては、教育委員会としては考えておりません。基本的に、図書館と道の駅では、立地場所としてふさわしい環境が異なるのではないかと、そのように考えております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

ふさわしいかふさわしくないかっていうのは、それは個人の感想でしょうけれども、私は決して異質なものではないし、異質なものをドッキングするということもあり得ることかなと考えています。ぜひ、いろんな構想を持って、いろんなアイデアを持って、何がベストかということを決めていただきたいと思います。

質問の2点目に入ります。プールの運営についてです。

前回、プールの黒カビについて改善をお願いしましたところ、早急に対処いただきました。この4月から町民プールの指定管理者がかわり、町民からさまざまな声が聞こえてきます。余りいい声ではありません。その声を教育委員会にお届けしましたところ、真摯に対応いただきました。しかし、指定管理という壁があるということ

を感じました。

議会で、プールの指定管理者決定の議案には私も賛成しました。だからこの問題は教育委員会だけではなく、自分の責任でもあると認識をしています。その上で、余りにもひどい状況があるので質問させていただきます。まず、教育委員会には、プールの評判はどのように聞こえているのでしょうか。

教育次長（片岡雄司君）

坂本議員の御質問にお答えをいたします。坂本議員のおっしゃるとおり、本年度の4月からですね、指定管理者が変更となりまして、約5カ月間余りが過ぎております。そしてその5カ月間の運営に対しまして、利用者の方々から施設の改善とか指定管理者のサービスに対しまして御指摘などをいただいております。これらの御指摘に対しましては、施設の改善につきましては、緊急性の高いところから、黒カビとかそういった環境面に対する順次高いものからですね、対応しております。

また、指定管理者のサービス面につきましても、教育委員会として指摘をし、また対応改善やサービスの向上に努めるように協議を行って指導を行っているところでございます。以上です。

5 番（坂本玲子君）

さまざまな問題点があるということは認識されておられて、順次改善をしておられるということですが、まずプールの利用者の変化について伺います。指定管理者が4月に変わってからの利用者数は、昨年度と比較してどうなっているのでしょうか。また、スクールに通う子供の町内、町外の実人数をお聞きます。

教育次長（片岡雄司君）

お答えをいたします。まず利用者につきまして、ちょっと今、手元に資料がありませんが、プールの利用者については、ちょっと即答することは、現時点で資料がないのでお答えができませんが、スイミングスクールの人数につきましては、ことしの8月現在におきまして、町内の生徒137名、町外の生徒が125名の合計262名となっております。昨年度の同時期と比べまして40人程度減少している状況ではありますが、4月の段階で255人、8月で262人となっております、少しずつではありますが増えているという状況ではあります。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

私は事前にちょっと入館者数についてはお聞きをしました。29年度と比べてともに入館者数も減少をしていると。サウナの利用者数も減少をしていると。スクールも減少しているという状況とお聞きしています。

ところで、指定管理者が守るべき運営は、どのように決められていますか。

教育次長（片岡雄司君）

お答えいたします。指定管理者につきましては、指定管理を受けていただくときに協定書というものを交わしておりまして、その中に基づいて運営をしていただいております。

例えば、町民プール等の使用許可等に関する業務でありますとか、利用料金の徴収に関する業務、施設及び設備の維持管理に関する業務等々いろいろ企画をしながら運営をしていくというようなことを業務としてお任せしております。

5 番（坂本玲子君）

その中に、プールの温度やサービスについては書かれていますか。

教育次長（片岡雄司君）

プールの温度について明確に書いているものは協定書の中にはありません。プールの温度とあと屋外プールにつきましても明確な記述をしているのはありません。

5 番（坂本玲子君）

サービスのことについてはどうですか。

教育次長（片岡雄司君）

お答えいたします。それも、協定書の仕様書の中にですね、町民の平等な利用の確保及びサービスの向上に努めること、また町民プール等の管理を行うに当たり使用者の安全を第一とすること、そしてプール等が町民の心身の健全な発達、健康の増進等に寄与することを目的として設置された施設であることから、この施設の目的に基づいた管理運営を行うこと、それから、個人情報保護に万全を期すること、町民プールの適切な維持及び管理運営を行い、経費の縮減に努めること、というような内容を記述しております。

5 番（坂本玲子君）

では、プールの温度管理についてお伺いします。現在のプールの温度はどのように設定されていますでしょうか。

教育次長（片岡雄司君）

お答えいたします。プールの水温の管理につきましては、自動制御によりまして夏は 29 度、冬は 30 度に設定をしております。ことしの夏はですね、猛暑が続きますして水温が 31 度以上となり、プールの中でも熱中症になるというような温度になっておりますので、設定温度を 28 度に設定変更もしております。しかしながら、気温が上昇するとともに温度も上がるということです、水温の上昇に対しましては、水温を下げるために水を補充して対応を実施しております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

私も先日、プールの関係者の方に温度をお聞きしましたところ、28 度 C 以下になったら加温するということでした。ところが、中高齢者や血圧の高い方については、30 ないし 32 度 C が適温で、低すぎるとよくないと言われています。

今までずっとプールを利用されていた方も、4 月から温度が低くなったと感じています。低すぎってというのは、体のために、特にお年寄りの方にはよくないと。低かったらかえって体の調子が悪くなるから、もう利用するのをやめてほかのところへ行くと言った方も出ています。

プールの設置目的には健康増進があります。規則等には書かれてないかもしれませんが、その設定温度について改善を求めることはできるでしょうか。

教育次長（片岡雄司君）

お答えをいたします。遊泳プールの衛生基準、こちらは厚生労働省のほうが出しているものになりますが、プールの水温は原則として 22 度 C 以上とすること、またプールの水温、水の温度がですね均一になるように配慮することと書いております。明確に何度に設定というものはありませんので、利用者の要望を聞きながら、指定管理者とも協議をして 31 度以上、あんまり熱くなって熱中症にならないような程度には管理をしていきたいなと考えております。

5 番（坂本玲子君）

私もプールについて調べましたけれども、水泳指導教本では、気温プラス水温が 50 度 C 以上、気温マイナス水温が 6 度 C 以下というふうには書かれています。少なくともそこの辺を守っていきたいし、利用者のことを考えまして、本当に適した温度が何なのかというふうなこともぜひ検討をしていただきたいと。

ちなみに私もプールへ行きますけれども、1時間もようおらんと。だんだん寒くなってきて、出るというふうな状況が続いておりますので、ぜひその辺も改善をよろしくお願いしたいと思います。

別の点からですが、子供たちが夏休みになりプールを利用していました。外のプールの利用を制限されていてびっくりしました。「猛暑のため外のプールの利用は10分のみとさせていただきます」と書いてありました。1時間のうちの10分です。あんまりなことじゃないかなと私は感じました。暑ければ、30分遊んで10分室内とかテントを張るとか、サービスをしようとするれば、いろんなことが考えて実行できるはずです。夏の初めに多かった子供の姿もどんどん減っていきました。

また監視員の問題もあります。昨年までは夏休み中2名の監視員がいました。しかしことしは1人もいないときや1人のとき、2人のときがありました。これでは、安全さえ守れない状況ではないでしょうか。さらに子供たちは、楽しむ場を奪われました。こういうことについては、どのようにお考えでしょうか。

教育次長（片岡雄司君）

お答えいたします。先ほど言われました屋外プールの利用につきましてですね、先ほどもお答えしましたが、ことしの夏は特に暑くてですね、プールにおいても熱中症にかかるというようなことが報道されておりました。1つの例ですが、高知市の小学校ではですね、プールの開放を中止するといったような対策をとったところもあっております。

佐川町民プールにおきましては屋外のプールの水温が屋内プールに比べ急激に上昇するため、気温が上昇し水温が上がる時には利用者の健康面配慮の措置としまして屋外プールの利用を、先ほど坂本議員がおっしゃったとおり10分、屋内プールの利用を50分、このサイクルを繰り返して御利用をいただいております。

またプールの監視につきましては、夏は屋内と屋外にそれぞれ1名を配置しております。そして、急なお客さんとかトイレなどの対応につきまして、その場を離れるときにおきましては、スイミングスクールのコーチが監視員として新たに加わるような対応をとっているところでございます。以上です。

5番（坂本玲子君）

私は現状を見ていますが、1人もいないときもありました。1人

だけのときもありました。2人のときもありました。それは、夏は2人の監視員というのは、業者さんの声ですか。

教育次長（片岡雄司君）

そうです。指定管理の運営のほうで対応していただいておりますので、その人数で対応しておるところです。

5 番（坂本玲子君）

ところがですね、現実にはそうではなかったと。監視体制はそうではなかったという事実がありますので、ぜひ、安全という意味でも、そういうところは守っていただけるようにやっていただきたいし、10分の外のプールで50分というのは、少し異常だと思います。この話を私も何人かの人にしましたら、みんながびっくりしていました。そんなことはあり得ないと。その業者の方が多分そういうふうに決められたのかと思いますが、本当に温度の高い時期ももちろんありましたが、温度がお盆を過ぎてから低くなってもそういう状況が続いていました。

だから、そういう言いわけだけでそれを認めるってということもいかなものかと私は思っています。そのほかにもですね、プール内が暗いとか、さまざまなクレームがあります。ロッカールームで足の悪い人が着がえるのに必要な椅子、紙くずなどを入れるごみ箱も撤去されていたことがあります。椅子はもとに戻りましたが、ごみ箱はないままです。指定管理で経費削減に取り組んでいるとはいえ、余りにも度が過ぎた状況だと思いませんか。

今、高齢者は、介護予防や健康増進のため利用料を減免されています。ところがプールの職員が、あの人らはただやき場所は狭うても構んというようなことを言っていたそうです。無料で入館している人はちょっと遠慮しています。プールがあるだけでもありがたいとの声もあります。でもプールを利用することで病院に行くことも減っていると思いますし、介護の予防にもなっています。そんな方々が胸を張って利用できる施設であってほしいと思います。

今はあたかも、スクール等でもうかる人だけを対象としているのではないかと疑ってしまいます。もちろんお金も必要でしょうけれども、お金をかけなくてもできるサービスがあります。来てくれてありがとうという気持ちで迎える。それだけでもずいぶん違います。気持ちでできること、工夫すること、そこを大切にしてほしいと思います。町民のためにサービス向上させ、入館者を増やし増収に努

めるのが業者の仕事だと思いますが、いかがでしょうか。

教育次長（片岡雄司君）

坂本議員のおっしゃるとおり、健康増進等に寄与するということを目的で仕様書に書いておりますので、今後でもありますね、指定管理者のサービスの向上、またその全ての利用者に気持ちよく使っていただけるようなサービスにつきまして協議をしまして改善をしていきたいと思っております。

5 番（坂本玲子君）

そういう、ある意味で経費削減とか、前回、前の指定管理者に聞きましたところ、赤字が膨らんで経営の継続が困難だというふうな声も聞きました。委員会に確認しましたところ、そういう事実もあったようだと。だけどそういうことをきちんとわかっていなかったというふうなことです。ぜひ、例えば町民の健康のためにやっているプールで無料にする場合に、例えばそれを町が出すとか、そういうふうなのも考えるべきじゃないかなと思います。

差し当たり、契約期間はやっていただくしかありませんので、指定管理業者選定では、その設置目的を明確にして、職員の教育も必要だと思っています。

先ほど、次長がおっしゃいましたように、指定管理者の指定手続き等に関する条例には、選定基準として事業計画が住民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。②事業計画の内容が当該公の施設として適切な維持管理並びに管理に係る経費の削減が図られるものであること等が明記されています。サービスの向上は必須条項です。職員全体での真摯な反省と学習をしていただく必要があります。職員の意識改革には教育しかありません。

指定管理の壁があり、町としてできることは限られることはあると思いますが、ぜひ教育委員会が頑張ってくれる、今現在頑張ってくれていますし、そういうことは十分知っていますが、町民の健全な発達、健康の増進等に寄与するという当初の目的に沿った運営、またサービス向上に向け、指定管理者と教育委員会がしっかりと話し合い改善をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

教育次長（片岡雄司君）

お答えいたします。やはり指定管理者の教育というのは大変大事なことだと思っております。今もやってないわけではありませんが、確かに厳しく私のほうは言っておりますが、なかなかちょっと、

もうちょっと足りないのかなというところもありますので、これからも引き続き指定管理者と協議をして利用者の利便性に努めていきたいと思っております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

本当に、何かあるたびに次長がプールへ通ってくれているというのは重々承知していますが、やっぱり系統的に一つ一つのクレームだけではなくて、こういう施設であるよと、そのためにはこうでなければならないということを理論的にきちっとしながら、全体で、1人だけに言うてもいかんし、その管理業者のトップだけに言ってもそんなことはわかるものではありませんので、ぜひ、やり方も考えてやっていただけたらいいのかなと思います。

高知県ではですね、高知市より西でスイミングがあるのは佐川のみです。今、子供の習い事で人気のあるのはスイミングが1番です。他の市町村の子供たちもどんどん来ていただいて、先ほどお聞きしましたら、約半数程度が町外のお子さんだということですので、西には1つしかありませんので、もっと来ていただいて外貨を稼ぐと。そういうふうなことをしながら収入を増やして、それだけでなく例えば今はやっていませんが、月間の利用料を決めて利用者を増やしていくというやり方もあると思います。

町は、本当に町のお答えのように、本当に適切な指導をしながら気持ちよく仕事ができる環境を整えていくことが必要だと思います。私はこれをもんもんとずっと思っていて、じゃあ本当に指定管理制度でいいのかなというふうに思いました。

この3月までプールの指導員として佐川町の方が勤務されてきました。ところが指定管理者がかかわったことで、その人たちは職を奪われてしまいました。そこで整体をしていた方も場所を奪われました。せっかく佐川町がつくった施設です。そこに多くの税金も投入されています。佐川町民の働く場をつくることは佐川町の大きな課題です。指定管理という制度のせいで町民の職場が奪われることは、あってはならないことではないでしょうか。

指定管理に出すということは、事前にきちんと契約しないと守れないことがたくさんあります。指定管理制度とは、地方公共団体が設置する公の施設の目的を効果的に達成するため必要があるとき、法人その他の団体に当該公の施設の管理を行わせる制度です。その指定管理制度のメリットとデメリットはどのように考えておいで

しょうか。

教育次長（片岡雄司君）

お答えいたします。指定管理者のメリットにつきましては、民間事業者等のノウハウを活用することで利用者へのサービスの向上や施設の有効利用、また定期的に公募を実施し、指定管理者を選定することで競争の原理によりサービスの向上や経費削減などが期待されるところであります。

一方デメリットとしましては、短期間での指定管理者がかわる場合など、ノウハウの蓄積を妨げることや人件費の抑制など、労働条件の低下により利用者に対して十分なサービスが提供されないといったことが考えられます。

今回その指定管理の指定管理者につきましては、1回目の指定管理の募集のときには全く応募者がゼロであったということで、2回目の募集において応募していただいた業者が今、指定管理者となっております。なかなかその指定管理がかわるということは、先ほども申しましたが、サービスの提供につながらない場合があるかと思いますが、今後は、そこら辺をよく改善して、協議をしながら運営に当たっていきたいと思っております。

5 番（坂本玲子君）

今回の指定管理者変更によって、地域の雇用は守られませんでした。サービスは向上しませんでした。むしろ低下しました。町民プールは、町民の健全な発達、健康の増進等に寄与するということを目的として設置されました。設置目的さえ理解が及んでいない職員がいるのが現状です。その目的を守れないで、指定管理に出すことは適当でしょうか。

今こそ指定管理制度を利用することが本当に町民のためになるのかどうかの検証が必要です。成果や課題、選定方法、双方の役割についてきちんと検証し、町が主体的にやっていくのがいいのか、指定管理をしたほうがいいのか、ぜひ、検証をしていただきたいと思います。と思いますが、いかがでしょうか。

教育次長（片岡雄司君）

お答えいたします。指定管理者がかわって、以前の指定管理者に勤めておりました職員の方々については確かに全ての方が入れかわっております。もちろんその入れかわりにつきましては、指定管理者の会社等の事情もありますので、雇っていただけないというの

は、教育委員会のほうからも指示することはやっておりません。

それとですね、指定管理制度を続けるか、町が管理する直営にしていくかということにつきましては、現時点では町としましては直営でプール、テニスコートの管理の運営を行っていくというようなことは考えておりません。

5 番（坂本玲子君）

サービスは低下した、雇用は守れない。その指定管理はしなければいけないということではないんですよ。指定管理に出すことができるという制度ですので、その検証もせずに考えていないというのは私は納得できませんが、その辺はどうですか。

教育次長（片岡雄司君）

指定管理に出すということは、先ほどのメリットのほうでは言いましたが、民間の事業のノウハウを活用しまして、プールの教室でありますとか、いろんなことをやっていただいて佐川町民プールを有効利用していただいて利用者を増やしていただけるといったようなことがあるということで、現在のところ指定管理制度を利用させていただいております。

5 番（坂本玲子君）

指定管理制度のデメリットとして、人件費の抑制などコストの削減の面のみが着目されて、施設の運営経費が十分確保されていない場合は利用者のサービスの低下や地域の雇用に影響を与えることも懸念されるというふうに書かれてあります。

まずはですね、やっぱり今の指定管理の条件が適正なのか、指定管理に出すことが適正なのか、その検証ぐらいはすべきじゃないですか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。今回、指定管理者がかわりまして、さまざまな御意見、御指摘をいただいておりますのは私も十分お聞きしております。私どもとして指定管理者と協議もし、できることから改善もしてきたところですが、まだまだ不十分であるとは思っております。議員御指摘のとおり、指定管理者がかわりましたので、この期間は3年間ということですが、今後その検証は私はしっかりしていきたいと思っております。

その検証する中で、一方、まず大事なのは今現在管理運営をしていただいておりますので、現在の管理運営の中で、住民の皆様が利

用しやすい施設になるように、そういった面の協議もしっかりしていく、この両面はしっかりやっていきたいと考えております。

次長のほうが、現時点では管理運営は直営ということは考えてないというのは、今のところ契約をしてまだスタートしたばかりでございますので、そういった意味も含めてのことでございます。

ただ、検証だけはしっかりしまして、先ほど申し上げました、町民の利用が少しでも増えるように、指定管理者に対しまして、とにかく接遇面を含めてすぐできることはたくさんあるかと思えます。坂本議員さん御指摘のとおりでございますので、そこら辺はしっかり協議指導してまいりますので、よろしくお願いいたします。

5 番（坂本玲子君）

私は、今のその指定管理者の方が続く限りは、やっぱり町が本来に直営にして職員の安定的な雇用と町民が納得するサービスを提供すべきだと思っています。

ただ、教育長も教育次長もしっかり頑張ってやってくださるということですので、その手腕を期待をしまして、ぜひ町民が納得するようなプール運営ができますように、少なくともこの3年間は、さらなる努力をしていただきたいと願っています。

以上で2問目を終わります。その次に、臨時職員、保育所についてお伺いします。

以前、予算の計上のところで、健康福祉課に栄養士が配置されたということを聞いております。この栄養士は公立の両保育所の支援を目的としたものだとは私は説明を受けたように思いますが、そういう認識でよろしいでしょうか。

健康福祉課長（田村秀明君）

坂本議員の御質問にお答えします。平成 29 年度より雇用してまず管理栄養士は、公立保育園の支援ということだけではなく、年間 16 回実施しています乳幼児健診での栄養指導や子育て支援センターの子育て相談、日常的な保護者からの食に関する相談など、ゼロ歳から就学前までの児童とその家族、家庭への継続した食を通じた子育てを支援しております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

健康を考えるときに、食育は切っても切れない関係があると思います。小さいときの食事は一生の食生活に影響を与えていると言われております。保育所での食育についての活動をされていると思いますが、

どのような活動をされているのか、まず、お伺いします。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。保育園のほうにはですね、週3日訪問をし食育指導を実施しております。それ以外にもですね、園行事の参加や調理師との打ち合わせなど、必要に応じて保育所のほうへ出向き、調理員と相談しながら栄養バランスと適正カロリーを考えた献立の作成、保護者へのお便りの発行、園児が楽しみながら栄養バランスや食べることへの興味を持つように年齢に応じた絵カードなどを作成しています。食育指導を行ってます。また食事を食べる姿勢や正しいお箸の持ち方などのチェック、日ごろの保育へ参加し子供たちの様子うかがい、保育士との話し合いしながら必要な用具を作成したり、給食室の衛生管理、感染症、食中毒予防のための保育士への手洗い方法なども実習しております。

5 番（坂本玲子君）

小さいときからの食育は、本当に大変重要なことですので、これからも子供の目線に立った食育を続けていっていただきたいと思っています。

少し気になることがありますて、公立の保育所にいろんな指導に入っているの聞いています。しかし栄養士さんは現場に入らないように言われていると聞きました。が、これは事実でしょうか。食育だけでなく積極的に現場に入って、現場のことや子供の現状を知ることも大切です。調理員さんとの連携をしっかりと、調理員さんが病気や休暇のときにはかわりに調理もできるようにしていただきたいと思いますが、その辺についてはいかがですか。

健康福祉課長（田村秀明君）

現場に入らないかという御質問ですが、管理栄養士のは業務は調理員や給食全般のマネジメントを行うことが本来の業務となっております。保育所での献立作成及び献立チェック、保護者へのお便り作成、保育所での掲示物の作成、食育教材の作成、保育時間内での食育指導等を行ってます。

また日常のですね保育にも参加し、子供の様子うかがい、指導計画を作成していますので、調理をするためだけにですね、調理室に入るということは本来の業務でないというふうに考えています。

なおですね、正規の職員のはですね調理員がですね、年休等を取得するためにですね、代替調理員はですね、黒岩保育所のほうは常勤

パートで対応しており、永野保育所のほうではですね、代替調理員のほうはパート2名の方をお願いしておってですね、状況に応じて1名ずつ勤務してもらっていますので、管理栄養士さんのほうにはですね本来の業務を主に行ってもらおうということをやっています。以上です。

5 番（坂本玲子君）

臨時でありまして町の職員でありますから、その専門はマネジメントでありまして、その職しかさしてはいけないということにはなりませんので、やっぱりいろんな経験をしながらあらゆることに対応できるようにするためには、調理のために入ることだけではないというふうな考えに固まるのではなくて、そういうことも何かの場合はできるよというふうな対応が必要なのかと私は思いますが、いかがですか。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。先ほど言ったようにですね、一応、管理栄養士というのはですね本来の業務がありますので、まずそちらを優先させていただくというのが基本に置いてます。その中で、議員がおっしゃるようにですね、やはり給食調理室の中でですね、経験することでも必要ということであればですね、それは当然構わないというに考えてます。原則はですね、そういったことで、本来業務をやってもらおうということで考えています。以上です。

5 番（坂本玲子君）

もう1点ですね、管理栄養士であるということで、公立2園にはそういう指導が入っていますが、町内の7園には栄養士がおりません。そこで、やっぱり佐川町全体の子供のために、その7園全体のレベルアップをするための活動というのも必要かと思いますが、いかがでしょうか。

実は前に、食育の研修で愛媛県のほうへ行ったときに、その栄養士さんは市全体を考えていろんな活動を積極的にされていました。町がせっかく雇用した栄養士ですので、7園全体のレベルアップのための行動も必要かと思いますが、その辺はいかがですか。

健康福祉課長（田村秀明君）

今ですね、私立の5園に対してですね、決まった日にですね指導に行ったりというのはないんですが、要請があればですね、時間的な部分とかいうこともいろいろ合えばですね、当然その全体的なこ

とを底上げしていきたいというふうに考えてますので、そちらのほうもですね、行けるときは行きたいというには考えています。以上です。

5 番（坂本玲子君）

要請があればということではなくて、その全体のレベルアップするために、その方が役に立ったほうがいいんじゃないかなと。そのための方策として、もちろん現場へ行くこともあるかもしれませんが、例えば調理員の話し合いの場に参加をしていろんな相談に乗るとか、いろんなやり方があると思いますので、ぜひ一定と考えるいで、いろんな工夫をしていただけたらと思います。

保育所は子供の成長で最も大切な時期で、人生を決めると言ってもいいような施設です。多くの方々が、お母さんだからできることだから、それでも誰でもできるだろうと軽く見ている状況もあります。専門的な知識を持ち、なおかつ経験を積むことによってやっと一人前の保育士になります。毎年毎年、研修と経験を重ね、理想の保育士になれるよう、一生努力が必要な職業です。それは、命を預かり未来を預かる仕事だからです。

今、全国的に保育士が不足しています。佐川町でも、保育士を探すのに園長は苦勞をしています。なぜ、保育士が不足するのでしょうか。それは、責任が重いのに、労働条件が劣悪だからです。国も保育士不足を認識し、その労働条件を改善するために人件費を上乗せしています。私立保育所では、その施策が導入されて賃上げにつながっています。しかし公立では相変わらず条件は整えられていません。

今、総務課では、会計年度任用職員について検討をしているところだと思います。以前の質問でも言いましたとおり、職員給については常勤職員の職務の初任給の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるべきであると、それには明記されています。

会計年度任用職員である保育士については、勤務経験などにより、一層向上した能力を踏まえた職務を行うことを考慮し、給料額等を設定することが考えられる、とも書いています。しかし、会計年度任用制度の実施はまだ1年以上後になるわけですので、臨時保育士の賃金待遇が私立保育所との間で既に格差が生まれていることを考えますと、これから31年度の予算要求をしていくとき、経験年数を

考慮した賃金体系にしていく必要があると思いますが、その点はいかがでしょうか。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。基本的には平成 32 年度からの会計任用職員制度の実施に合わせて、国のマニュアルも参考に検討して整備するということで考えておりますけれど、予算要求等、各課から要求が出てきますけれど、その要求の中で必要に応じて柔軟に対応していくことも考えられるのではないかというふうには考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

予算要求に応じてというふうな総務課長の声でしたが、健康福祉課長はその辺どのような予算要求をする予定ですか。

健康福祉課長（田村秀明君）

私立保育所ですね、職員の処遇改善は国が示した公定価格の中でですね、保育所運営費である基本部分に処遇改善部分が加算され委託料として支払われています。平成 30 年度からですね、職務職階制を整えた上で任命をし、職責に応じた研修を受け、保育士の資質、専門性の向上と保育の質の向上を目的としたキャリアアップ実習を実施することで、公定価格に処遇改善部分と加算がされ、加算部分は賃金へ反映されるようになっていきます。

一方ですね、公立保育所のほうの臨時職員の賃金は、勤務年数に関係なくですね一律の 8 千円となっています。経験年数などについてですね、どこまで加味していくのか、保育士以外ですね臨時職員とかへの影響もありますので、町全体として考えていく必要があるというふうに考えています。

保育士ですね、町立保育所での勤務年数に応じた賃金体系については、他の市町村での勤務年数に応じた賃金体系をとっているところなどもですね、ちょっと参考にこれからしてですね、予算要求ということになると 11 月ぐらいまでにですね、ちょっと話をしていくということになりますので、そういったところをですね、また研究させていただいて、また課の中でですね、ある一定の形を、方向性をあれしてですね、それから総務のほうと話していくという形をとらせていただきたいというふうに思ってます。以上です。

5 番（坂本玲子君）

全体の状況、公立だけではなくて私立の状況も加味をしていただ

きたいし、それから、前に、保育士の賃金が低いということを言いましたが、例えば看護師さんなんかは1万ぐらいになっていますので、そことも同じ資格がある立場ですので、そういうことともぜひ検討をしていただきたいかと思います。

この低賃金問題は、保育士だけではありません。今、佐川町で各地にあったかができましたが、制度等の関係でその賃金は低く抑えられたままです。あったかで働く職員は地域の結びつきを強め、健康増進や介護予防にも貢献しています。あったかの職員の最初の賃金を決めるとき、スタート間もないので仕事ぶりを見て今後の賃金を考えると町長は言っていました。しかし、賃金は、安く抑えられたままです。各地域の職員の仕事ぶりはどうでしょう。斗賀野あったかでは、その進歩的な取り組みにより県内外からの視察が絶えません。佐川町民の幸せ感を高めるために大きく貢献しています。その辺について、町長、どのようにお考えでしょうか。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。あったかふれあいセンター、今、町内4カ所ともですね、コーディネーターの皆さん、スタッフの皆さん、それぞれ一人一人がですね自分らしさを発揮しながら一生懸命頑張ってくれているというふうに認識をしています。以上です。

5 番（坂本玲子君）

その賃金に対しては適切であると思いますか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。役場、庁議の中でですね、2年前だったと思いますが、臨時職員さん、嘱託職員さん、いろいろな職種の給与について庁議で協議をしてですね、全体のバランスの中で庁議の中で決定をしたと、いう経緯があります。その時点で、私はその決めたことに関しては適正だというふうに思っております。

ただ、昨今ですね、全ての業種におきまして担い手不足が顕著になってきております。優秀な人材であればあるほど、もしかするとほかの団体、ほかの地域から、また民間企業から、ぜひうちに来てくれないかという声も上がるかもしれません。

急激に時代の、社会的な背景が変わってきておりますので、それも加味しながら、32年度から会計年度任用職員の制度がスタートしますので、しっかりと協議をしていきたいと。これはもう庁議の場

で、みんなの意見を出し合ってですね、協議をしていきたいと思っています。

ただ、総務課長からも話ありましたように、急激な変化が今、世の中で起きておりますので、31年度の予算の査定に合わせてですね、急ぎ検討が必要だと思われる職種、思われる人に関してはですね、しっかりと協議検討をしていきたいと。その中で決定をしていきたいと、そのように思っております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

本当に、今がんばっておられる方が働き続けられる職場であることはすごく大事だと思いますし、その方たちが、もっと頑張ろうというモチベーションを上げるためにも、ぜひ正当な賃金にしていく必要があるかと思いますので、ぜひ、検討をきちっとしていただきたいと思っています。そのほかのそのいろんな専門性を必要とする業種についても、ぜひ検討をいただきたいと。

次に、保育所の将来についてお伺いします。

10年くらい前に、前になります黒岩中学校と尾川中学校の佐川中学校への統廃合問題が起きました。住民の反対でそれは立ち消えとなり、学校の統廃合には住民の意見を聞き、行政指導ではやらない、住民が反対ならやらない、ということを現町長も明言しました。今年度から黒岩中学校が佐川中学校に統合されましたが、それは地域の方々も苦汁の決断ではありましたが、合意がありました。

保育所の統廃合についてはいかがでしょうか。保育所の統廃合に関しても、地域住民の合意が必須条件であると思います。また子育て会議では7つの園で実施していくことが明記され、行政も議会もそれを承認しています。きちんと子育て会議で議論し、職員や地域住民の声を聞いて政策も決定する必要があるのではないかと思います。その点についてどのようにお考えなのかお聞きします。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。公立保育所の統廃合は、地域の皆さんの声や保育所の保護者の声も聞きながら検討しなければならないというに考えております。平成27年度から平成31年度までの第1期子ども・子育て支援事業計画においても、保育の必要量の見込みに対する量の確保として、7園のほうを明記しております。今後の保育所のあり方につきましては、保育所職員とともに検討していますし、子ども・子育て会議においても検討していただく内容であるというに考

えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

本当に、ぜひみんなの合意を得る必要があると思いますので、もし必要があるときは、行政主導ではなくともに考えて住民の納得のもと、みんなの合意のもとに進めていただきたいと考えています。

最後の質問、その他ですが、障害者雇用率についてお伺いします。

中央省庁で、雇用する障害者数を水増しして報告していたことが明らかになって大問題となっています。何と、全体の半数以上の 3,460 人を水増しし、雇用率は半減しました。守るべき大もとで、このようなことが行われていることを知ってびっくりしています。また、県でも同じようなことが行われていたことを知事が認めています。障害者雇用促進法で、一定の割合での障害者の雇用を義務づけ、地方公共団体では 2.5%となっています。佐川町では、よもやこんなことはないと信じていますが、確認のため、佐川町での障害者雇用率をお聞きします。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。佐川町の障害者の雇用率につきましては、本年 6 月 1 日現在で実施された調査におきまして、3.16%ということになっております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

佐川町は不正な水増しがないことを知りまして、安心しました。健常者も障害者もともに住み続けられる町を目指して、今後とも頑張っていたきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、5 番、坂本玲子君の一般質問を終わります。

ここで食事のため、1 時 15 分まで休憩します。

休憩 午前 11 時 25 分

再開 午後 1 時 15 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き 1 番、橋元陽一君の発言を許します。

1 番（橋元陽一君）

1 番議員橋元陽一です。早くもこの 9 月議会で、私にとりまして
も議会が一巡しました。この一般質問での一問一答のやりとりも十
分対応できておりませんが、今回もどうぞよろしくお願いいたします
します。

今回、質問通告書の順番を変えますが御容赦ください。最初に、
4 番目の佐川高校の支援のこと、それから 2 番目に、産業廃棄物処
理施設のこと、3 番目に国土強靱化地域計画、4 番目に新図書館建
設についてという順番で質問をさせていただきたいと思います。

最初に、佐川高校の支援の取り組みについてお伺いしてまいりま
す。高知県教育委員会は、高校再編振興計画を、2010 年 10 月から
10 年計画で進め、現在、前期 5 年を終えて、来年からこの 5 年間の
後期実施計画の策定作業を進めています。

この間、高吾地区の公立中学校卒業生の推移は、1 市 6 町 1 村で
2003 年の 1,007 人からことし 2018 年 3 月には 595 人となり、そし
てさらにこの 5 年後には 489 人と減少してまいります。高知県全体
の公立、私立合わせた中学校卒業生の推移は、2003 年度 8,360 人か
ら今年度 2018 年度には 6,192 人、約 2 千人も減り、さらに 2023 年
に向けて 5,543 人と激減をしてまいります。

中学卒業生が減少する中、中山間地域にある高校では、それぞれ
魅力ある学校づくりを進め、生徒の確保にも努力されてきてます。
しかし、人口減の影響、普通科の学区制の撤廃などを受けて、高校
進学希望者の高知市への一極集中に歯止めがかからず、中山間地域
にある高校は本校も分校も存続が危惧される状況におかれてきてま
す。学校だけでは解決できない課題も山積しております。

こうした中、佐川町にある佐川高校も魅力ある学校づくりに努力
をされてきております。佐川高校が取り組んで 4 年目に入った「い
のち輝け さくら咲くプロジェクト」が、第 2 回「チームふるさとの
佐川の日」ふるさと部門で、団体表彰を受けるなど、町長を初め町
ぐるみで応援していることが、地元新聞等でも紹介もされておしま
す。また先の 6 月議会の議会だよりの「地域で頑張る」のコーナー
にも紹介されています。私も、広報の編集委員の 1 人として、生徒
や担当の先生の取材で訪問する機会を得ました。20 年前になりますが、
現職教員として 5 年間勤務しておりましたので、当時一学年 3
クラス規模の状況と違うことを実感をして帰ってまいりました。

今回、受賞の対象となりましたプロジェクトの取り組みは、4 年

目に入り一巡しておりますが、昨年度３年間の活動をまとめた当時の３年生が、仁淀川町、越知町、佐川町、日高村の持続可能な町・村づくりに向けて提言もしています。その内容の一部ですが、６月議会の広報でも紹介されています。小規模の高校ですが、地域に根ざした活動を展開し、頑張っていることがわかります。

そこで、佐川町として第５次総合計画の中の教育分野、施策６で、魅力ある佐川高校づくりの支援を提起されています。佐川町として地元にある県立高校、佐川高校の全日制と定時制の支援に向けて、年間を通して具体的に町としてどんなことを取り組まれているのか、まず伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

教育長（川井正一君）

佐川高校に対する町としての支援について答弁をさせていただきます。まず、財政的支援としまして、負担金を全日制に、これは本年度の当初予算の額でございますが、20万円。それから定時制に30万円を予算計上しておりまして、それを活用して佐川高校の全日制では、生徒の検定費用、そういったものに充てております。また定時制では、教育活動全般の費用に充てているというふうにお聞きしております。

また、全日制につきましては、先ほどお話がございました、さくら咲くプロジェクトを行っておりますので、１年生の地域学習につきましては私どもが佐川町の歴史、文化、産業などの地域資源を紹介する支援を行っています。また町の保有しますレーザーカッターを佐川高校に貸与しておりまして、佐川高校で新しいものづくりなどに活用していただいております。以上でございます。

１番（橋元陽一君）

現時点におきましても、地元としてさまざまな取り組みを通じて支援されていることも一定わかりました。しかし、近年の人口減に伴い、佐川高校に入学を希望する佐川町内の生徒数もさらに減少してきております。

2011年度に仁淀川高校は廃校になり佐川高校に統合された後も、入学者の数は減少の一途をたどってきております。先ほど、町としての支援の取り組みの説明もいただきましたけども、佐川高校を支援していく上で、全日制と定時制が担っているこの地域での役割、存在について、佐川町のまちづくりを進めていく上で、どんなふうに位置づけられているのか、伺いしたいと思います。よろしくお

願います。

教育長（川井正一君）

お答えさせていただきます。現在、中学生のほぼ全員が高校へ進学している。そういった中で、佐川高校は高吾北地域唯一の県立高校として地域人材を育成する役割を果たしていただいております。私どもとしては、そういう位置づけで考えております。

また定時制は働きながら学ぶ人や、多様な学びの場としても役割を果たしていただいております。そういった意味からも町として支援をさせていただいております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

佐川町にある佐川高校の存在価値もそうやって意義づけられていることもわかります。中学卒業生一人一人の希望に沿った高校への入学を実現していくことは大変難しい課題でありますけども、地元の県立高校への入学希望者を一定維持していくために、佐川町として、この最近、特別に何か力を入れて取り組まれていることがあるかないか、お伺いしたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えさせていただきます。基本的にはですね、佐川高校生の主たる出身地であります佐川町以外の、あと日高村、越知町、仁淀川町と連携して、先ほど申し上げました財政負担でありますとか、さくら咲くプロジェクトへの支援を行っております。

町独自でということになりますと、今現在のところは、先ほど申し上げましたレーザーカッターをお貸しして活用していただいております。これが町独自の現時点での支援策であるというふうに考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

現在、佐川高校は高知大学と提携いたしまして、高校に地域協働本部が設置をされております。その構成員のお一人として教育長も参加されていとお聞きをしております。地域協働本部の会議の中で、佐川町のまちづくり総合計画が提起をしています佐川町、地元住民、高校の連携強化の取り組みについて、どんなことが課題になっているのか、会議の中で明らかになれば、その課題をお伺いしたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えさせていただきます。私を含めて5つの教育委員会の教育長が協働本部の構成委員を務めておりますが、まず現在、佐川高校が取り組んでおりますさくら咲くプロジェクトで1年生が地域学習をしています。また2年生がそれぞれの地域でインターンシップを実施しておりますが、その際、受け入れ先の地元の皆さんは快く対応していただいておりますし、また4町村の支援もありまして、この協働本部の運営協議会の中で特に連携の面ということに限っては、課題として出てきているものはございません。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

そしたら、先ほども説明がありました地元高校への財政支援として、近隣町村が在籍生徒数で案分をして支援されており、佐川町は全日制、定時制合わせて50万円の負担金を予算化されているということでした。

この予算は、教育長からの答弁にもありましたけども、生徒たちの漢字検定試験とか英語の検定試験の受験料などに活用されたり、定時制の学校運営にも全体に使われていると聞いております。このほかに、高校側のほうから財政支援などについて、これまで要望が出てきてないのかどうか、お伺いします。

教育長（川井正一君）

先ほど議員さんがおっしゃってました県の高校再編計画を受けて、現在、佐川高校のほうにおいて、これからの振興策を検討しております。その振興策の検討メンバーも、先ほど申し上げました協働本部の教育長なんか、私も含めて入っておるんですが、その中で、今のところ具体的な財政支援という面では出てきておりません。

ただ、議論の中では4町村が今現在、さまざまな財政支援をさせていただいておりますので、学校側として、今後その振興策を検討する中において考えていただければというふうなことは議論としてございました。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

今後考えていくということですので、ぜひその出てきた要望について全面的な御支援もしていただきたいというふうに思います。

四万十町では、現在、町内にある四万十高校と窪川高校の2つの県立高校の統合や存続が危惧される状況におかれているとのこと。町として、これまでに興津から窪川高校に通う生徒のバス

代などの通学費補助も導入して支援をされてきております。先日、町が設立をします人材育成推進センターの所長にお話を伺ってまいりました。

今年度は、高校と町の協働による四万十町高校応援大作戦として、約 4,800 万の予算を組んだ支援事業を展開し、町営塾での学習支援や高校生のカナダへの研修派遣などに取り組まれているとのこと。中山間地域のなりわいの担い手づくりや人材育成支援を専門とする企業に委託をして、3名のスタッフを配置をし、地域おこし協力隊員4名を配置してとのこと。

少し、取り組みを紹介します。2015年度から、四万十町人づくり戦略の策定に取り組み、教育分野で地元の高校に注目をし、中山間地域にある高校の存在意義と存在価値を認識し直して、四万十町高校応援大作戦を展開してきているとのこと。島根県津和野町にある津和野町にも視察も行き、2016年10月には四万十町が経営する公設塾「じゅうく」が環境改善センターの一角に開設をされております。2017年度には、高校の支援に加えて町内の中学生の学習支援事業として取り組みを拡大をされております。

そして、先ほども紹介しましたことし8月には、カナダ・カルガリーに11名の高校生を海外研修として派遣をし、参加した高校生たちが異文化に触れる貴重な体験をし帰国をし、10月3日には報告会を予定しているとのこと。青年期に言語の違いを超えて異文化に触れるこの体験は、その後の人生の世界観に大きな影響を与えるものとなり、生徒たちにとりましては、自分たちが生まれ育った地域を捉え直したり、進路を模索していく上で大変貴重な体験になると、私は思っています。

四万十町は次代を担う人材育成を目標に、町ぐるみで中高校生の教育活動を支援する取り組みを人材育成推進センターの事業としてチャレンジされていると捉えています。中山間地域での魅力ある高校づくりの取り組みとして、とても参考になる事業の1つだと思っています。

佐川高校においても、4年目に入った「いのち輝け さくら咲くプロジェクト」で、高校生たちが3年間かけて地域の聞き取り、地域のさまざまな仕事場でのインターンシップを行い、高校生の視点から、持続可能な町・村づくりを提言していく取り組みに挑戦をしております。この佐川高校の高校生たちの取り組みを佐川町の幸せな

まちづくりに位置づけて、佐川町内、近隣市町村の子供たちが行ってみたいと思える魅力ある佐川高校の学校づくりを全面的に支援していくこと、そして、佐川町で育つゼロ歳から 18 歳までの子供たちの成長を一環して支援する佐川町のシステムづくりや財政の裏付けなど、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

このことにかかわって、もしお構いなければ、町長の見解もお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

御質問いただきまして、ありがとうございます。橋元議員がおっしゃったように、佐川高校の魅力を高めていくってことは大切なことだと考えております。ゼロ歳から 18 歳まで一環したということがありましたが、それぞれの年代において、今、町が考え得る適切な対応、サポートもさせていただいております。今後は、小中高、保小中の連携も含めてですね、中高の連携も図るなかで、地元の皆さんが、私たち大人がですね、子供たちに、「佐川高校ええ学校よ、行ってみたらどう」って、大人が子供たちに言えるような学校を町民みんなでつくり上げていければいいなあというふうに思っております。

私は、残念ながら佐川高校には通っていませんでした。中学校から町外の学校に行きました。そういう私が、どうすれば佐川高校はいい学校だよって、子供たちに自信を持って言えるか。それ今、自分自身でいろいろな試みもしながら取り組んでいるところであります。やはり子供たちは大人の背中を見てますし、大人からかけていただく声がかかなり影響を及ぼすというふうに思っております。

行政だけではなくて、佐川町のみんなが、この高吾北の地域のみんながですね、大人たちが子供たちに、佐川高校行ってみようよって、いい学校だよって言えるような高校づくりをしたいというふうに思っておりますので、ぜひ、またお力をお貸してください。以上です。

1 番（橋元陽一君）

ありがとうございます。ぜひ、私たち大人を含めての課題でもありますし、大人たちにとって佐川高校の存在意義が子供たちにあるように、ぜひ私たちもしっかり勉強もしながらいろんなことを考えていきたいというふうに思います。これをもちましてこの質問を終わりたいと思います。

次に、新たな産業廃棄物最終処分場について、質問に入ります。8月30日付の高知新聞で、県が町長に3候補地の現地調査について、経過説明したことが報道されました。そして9月7日、議会におきましても全員協議会で、2回目の県の説明を受けることになりました。

新たな産業廃棄物最終処分場建設に向けては、この間、3月議会前の2月19日の全員協議会で、県の説明を受け、3月8日の議会の現地視察、4月1日の文化センターでの第1回現地説明会を経てきているところです。その後、県は7月までに3候補地の現地調査を行い、候補地の選定を進めていくこととしておりました。

今回が2回目の県の説明会を受けたことになりますが、この間、現地調査に入るまでに、佐川町に対して、県から現地調査にかかわることや、1回目の地元説明会で出た住民の質問などについて、何らかの説明や了解、意見を求められることがなかったかどうか、お伺いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

御質問にお答えさせていただきます。2回目の地元説明会の開催方法について相談を受けました。また周辺調査に当たって交通量調査を行いたいということで、県のほうから佐川町に対して道路の占用許可の申請がありました。それ以外については、特に県のほうから意見を求めるといったことはありませんでした。以上です。

1番（橋元陽一君）

これまで県の動きが見えませんでしたので、確認をさせていただきました。県は、3カ所とも最終処分場に適した土地だと評価をしております。町として、今回説明を受けた内容につきまして、これまで県が机上作業で進めてきた内容と、3カ所の現地調査を踏まえての内容について、町として何か問題点があったと捉えることはなかったか、お伺いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。町として特に問題だと思う、判断する内容は特にございませんでした。以上です。

1番（橋元陽一君）

私は、全員協議会の中で説明があったときに、少しだけ気になったところがあります。それは3カ所の現地調査の中で地下水の流れを推計をする調査ポイントの設定がですね、他の2地区と比べて該

当の候補地となっているエリアから少し離れ過ぎてたんじゃないかと、ちょっと気になっているところです。

地元説明会で、これまで4月1日に1回説明がありましたけども、そのときの説明会の中でも施設の安全性にかかわる疑問や質問が出されております。今後、現地調査を終えての地元説明会について、町として県に要請されたと町政報告でも触れておられますけども、県の説明の日程、地域など、どのような形で進めていく計画なのか、お伺いをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。佐川町におきましては、調査結果の説明会について、まず9月12日、長竹公民館で行います。その後、横山、竹ノ倉、集落活動センター加茂の里の計4回開催することになっております。長竹は9月12日ですが、横山、竹ノ倉、あと加茂の里での開催日時は、済みません、私のほうで把握しておりませんので、町民課長のほうから説明をさせます。以上です。

町民課長（和田強君）

橋元議員の御質問にお答えさせていただきます。第2回の地元説明会につきましては、9月12日が長竹公民館、翌日9月13日が横山公民館、週あけまして9月18日火曜日が竹ノ倉公民館、19日が最後になりますけども、集落活動センター加茂の里という予定になっております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

事前に、県のほうから説明もあって、町としても一定要望されて、当面この4カ所の候補地に近い地元の説明会が展開されていくのだというふうに捉えております。

全員協議会の説明会でも感じたんですけども、ぜひ、地元の説明会のときには、通り一遍の説明ではなくって、もう少しわかりやすい説明もしていただくように、ぜひお願いもしていただきたいと思います。この3候補地から1カ所に最終決定していく過程や日程、スケジュール等について、県から何か説明があったのかどうか、お伺いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。日程、スケジュールにつきましては特に、県のほうから明示されているものはございません。今後につきましては、地元の説明会、また候補地のあるその自治体の首長、

また議会の皆さん、それぞれ皆さんの受けとめ方をしっかりと考慮に入れてですね、総合的に、県としては判断をしていくということをお聞きしております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そういうことを踏まえまして、3 候補地の 1 つの佐川町として、今後、県に対しまして、施設の安全性や管理のあり方などについての課題、また地元や近隣地域への説明会のあり方、こういうことを要請をしていくことを検討または計画されていることがあれば、お伺いをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。施設の安全性に関しては、特に問題はないんじゃないかというふうに考えております。また管理のあり方については、現時点では課題を設定することはできませんので、特に、私のほうから、これが課題だと言えるものはございません。また説明会につきましては、議会でも、より丁寧な地元への説明をしていただきたいということで、9 月には 4 カ所での説明会を予定しております。ほかの自治体は、それぞれ 1 回ずつになっておりますが、佐川町では、より丁寧にということで 4 カ所の開催をお願いしております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

県に対しての地元への丁寧な説明の要請をされていることはわかりました。そこで、今後、候補地の 1 つとして地元の合意づくりの手立てについて、現時点で何か検討されていることがあるのか、お伺いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。最終的には、県のほうでそれぞれの説明会、また議会、首長の受けとめ方をしっかりと判断をした上で決めていくことになっていきます。地元の意見の集約とかですね、地元から、地元の住民の皆さんから出た疑問、質問に関しては、県のほうが丁寧に回答していくという流れになっております。特に、現時点で佐川町としてですね、合意を図っていくということは考えておりません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

日高に、現在の最終処分場を設置するに当たりましては、住民投票も提起されるなど、住民を二分するようなことになりました。ゼ

ひ、合意づくりについては本当に住民が納得できる手立てを町としても、ぜひ県のほうにも要請していただきたいというふうに思います。何よりも、施設の安全性が最優先されていかなければならないと思いますし、その安全性を検証していくシステムも、住民が納得できるものが、やっぱり提示もされていかなければならないと思います。引き続き私も、この問題につきましては県へも質問要請もしてまいりたいと思います。これで、この質問は終わりたいと思います。

3つ目の質問に入ります。

佐川町国土強靱化地域計画について質問をしてまいります。6月議会で質問しました翌日の6月12日に、アメリカのトランプ大統領と朝鮮民主主義人民共和国、北朝鮮の金正恩委員長による直接の話し合いの場が持たれ、朝鮮半島の非核化と、休戦状態であった朝鮮戦争終結に向けた歴史的な会談が行われました。この背景には、文在寅韓国大統領の平昌オリンピックに向けた北朝鮮との統一選手団をつくる働きかけなどがあることも周知の事実であります。

この会談以来、朝鮮半島をめぐる情勢が一触即発の事態から緊張緩和へと一気に動き出しました。朝鮮半島の非核化と平和を実現していく課題はたくさんあると思いますが、両国のトップの話し合いで、朝鮮半島をめぐる情勢が大きく変わったことは、国際的にも高く評価されていると捉えています。

国内でも菅官房長官が、翌日の6月13日の記者会見で、記者の北朝鮮の脅威に関する質問に対しまして「皆さんも北朝鮮からミサイルが飛んでくると思っているんだろうか。実験をしないと明確に言ったではないか。核もやらないと明言している」と述べて、これまでの北朝鮮の脅威が消失した旨の見解を表明する状況も生まれております。

こうした情勢のもとで、佐川町では昨年9月以来、国土強靱化地域計画策定の審議が進められてきて、ことし3月には佐川町国土強靱化地域計画が策定されました。6月議会では、町長の町政報告の中でも、平成26年度に制定された国土強靱化地域計画に基づき、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを備えて、強靱な佐川町をつくり上げていくための計画として策定した、と表明されています。

最近の熊本地震、西日本被害、連続する台風の到来による被害、

北海道地震など、想定外の自然災害が続き、甚大な被害と多くの人の命が犠牲となっています。こうした大規模自然災害の被害を最小限にとどめ、住民の命、暮らしを守るために備えるべき施策を立てていくことは、極めて大切だと捉えています。

地域計画については6月議会で質問しましたが、納得できませんでしたので、改めて策定経過と内容について質問をしてみたいです。県、高知市に続いて策定された佐川町地域計画は、9つの事前に備えるべき目標を設定し、その1番目の大規模自然災害等が発生したときでも、人命の保護が図られることについて、6つの起きているのではない最悪の事態、リスクシナリオを設定されています。

このリスクシナリオの5番目に、弾道ミサイル等の武力攻撃などにより多数の死傷者が発生しうる事態を挙げています。この1番目の目標について、国や高知県、高知市の、目標の、大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が図られること、の文言で、この大規模自然災害を、大規模災害等と変えたこと、そしてその文言を変えた上で全てのリスクを想定して策定したという経過について、審議会ではどのような議論が行われたのか、改めてお伺いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。佐川町においては、自然災害を初めとして、あらゆるリスクを想定したものとしていることから、等の文字をつけ加えたということになっております。

このことにつきましては、佐川町としては、どの災害をメインにするというわけではなく、いかなる災害が起こってもということで、全般的にあらゆるリスクを想定しようということで、審議会等で話し合っているという状況です。こういうことが考え方のベースということになっております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

私は、6月議会で、自然災害と武力攻撃による被害の原因、背景は、異質のものであるから一緒に扱うべきではないということを指摘させていただきました。開催された4回の審議会と1回の専門委員会の中で、自然災害のほかに想定された全てのリスクとは、具体的にどんなリスクが挙げられたのか、お伺いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えをさせていただきます。佐川町が直面するリスクといたし

まして、大規模自然災害のほかには、大規模火災、そして武力攻撃等、このようなものがリスクとして挙げられました。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

いくつか提示されていますが、ダイジェスト版を見ますと、その中に伊方原発の想定もされているのではないかと思います。佐川町から 100 キロ圏内にある伊方原発によるリスクは、どのように想定され、対策はどのように計画立てられているかお伺いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

今回のこの国土強靱化地域計画の中では、原発事故の想定また対策にかかる計画等については考えておりません。また現在、策定等もしておりません。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

事前に備えるべき目標の 7 番目、制御不能な 2 次災害を発生させないこと、その 2 つ目に、有害物質等が大規模拡散・流出する事態、ということで、審議会の中では、この項目を入れるように議論をされているんじゃないかと、このダイジェスト版を読んでもわかりませんが、それは違うんですか。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。審議会等の中で、原発事故について入れるというような協議はなされてなかったというふうに記憶しております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

済みません、もう 1 回確認します。ダイジェスト版の中にですね、先ほど言いました 7 番目の目標に有害物質等が大規模拡散・流出する事態で、3 つ挙げられていますけども、その 2 つ目に、原子力災害に関する情報、連絡体制の整備、そして続いて原子力災害発生時への備え、適切な屋内退避、避難等の勧告または指示の発令に関する訓練ということありますが、これは審議会を経て載せられたのではないんですか。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。申しわけありません、ちょっと私の記憶のほう違っておったと思います。この、ここに載っておるダイジェスト版にあります制御不能な 2 次災害を発生させないことという

ころの中で、確かに橋元議員おっしゃられるように、連絡体制の整備等が載っておりますので、その審議会の中で協議しておるということであります。申しわけありません、私の記憶のほうがちょっと間違っておりました。

1 番（橋元陽一君）

また確認をしていただきたいというふうに思います。東北大震災での福島原発事故を教訓に、南海トラフ巨大地震で、伊方原発事故による放射能汚染事故も想定されているというに捉えてきてます。ほかにも、自然災害とは異なる住民の命にかかわる重大な事故、事態が県内外で起きてきてます。

例えば、国の領空・領海内で、飛行時間、飛行ルートが自治体や国民にも知らされずに繰り返されている軍事訓練で、米軍機や自衛隊機が墜落する事故の問題です。米軍機の墜落事故も、沖縄や米軍基地周辺だけで起こるではありません。オレンジルートやリマ海域とかかわる高知県においても、繰り返される超低空飛行訓練で米軍機墜落事故が起きてます。

この地域計画策定の審議会において、高知県内で起きた米軍機や自衛隊機の墜落事故について、町民へのリスクとして位置づける議論がされたのかどうか、お伺いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。この件に関する議論については行われておりません。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

全てのリスクを検討したということでしたけども、こうした問題は取り上げられていないということでもあります。

特に、1994 年早明浦ダムの流域にあります大川村での米軍機墜落事故は、近くに小学校、役場があり、一步間違えば、大惨事になるところでした。米軍機がオレンジルートやリマ海域での軍事訓練を中止しない限り、墜落事故がいつ起きても不思議ではないと思うのですが、審議会で、こうした全てのリスクを想定すると答弁されながら、取り上げられてないのは腑に落ちません。審議会において取り上げられなかったのは何かほかに理由があるのかないのか、お伺いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

特にこの取り上げられなかったことについて、具体的な理由と特

別な理由があるということではなく、検討委員の皆様からもまた総務課の中からも、この件についての提案なり意見が出されなかったため、議論にはならなかったということでございます。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

佐川町として、全てのリスクを想定して策定された地域計画の中に、弾道ミサイル等の武力攻撃を組み入れて計画がつけられています。その中で、全てのリスクを想定して議論が行われたというに捉えることはできない、これがはっきりしたかと思います。

武力攻撃につきましては、佐川町は 10 年ほど前に、賛否両論ありましたが、条例をつくり、既に対策が立てられています。武力攻撃による被害が起きたときの対策については、政府が 2005 年 3 月 25 日に閣議決定をし、国会に、国民の保護に関する基本方針を報告し、2006 年 9 月に施行されています。

この基本方針は、都道府県及び全国の市町村に対して、国民保護計画を策定することを義務づけました。有事法制策定の動きの中で、自治体への策定を求めたものですが、国が有事と想定するだけでも適用され、国民の基本的な人権を拘束する内容があることから、議論が分かれた中で策定されたものであります。

高知県におきまして、2005 年、この計画を立てるに当たりまして、第 1 回県国民保護協議会が開かれたときに、知事が「有事関係の法制については、いろんな御意見があるということは十分承知しているけれども、県民の命、財産を保障していくことは県の務めだ」と挨拶の中で述べられています。

この佐川町の国民保護計画を策定した経過について、お伺いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。平成 18 年に、国民の保護に関する基本方針が策定されまして、これを受け国民保護法第 39 条に基づきまして、当町におきまして平成 19 年 3 月に佐川町国民保護計画が策定しておりますけれども、平成 20 年には国民の保護に関する基本方針が変更されたことに伴いまして、翌年の平成 21 年 3 月には、佐川町国民保護計画の変更が行われ現在に至っておるという経過になっております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

基本方針の改定に伴い、県のほうも計画の改定をしておりますけれども、この佐川町で策定されている国民保護計画の総論の内容の概略を、簡単に説明していただきたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。佐川町国民保護計画におきましては、総論におきましてまず第1章に、町の責務、計画の位置づけ、計画の構成のほうを記述しております。第2章には、国民保護措置を実施するに当たり、留意すべき事項に関する基本方針を定めております。第3章におきましては、関係機関との円滑な連携の確保について、そして第4章では、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等を定めまして、第5章においては、町国民保護計画が対象とする事態を、武力攻撃事態、NBC攻撃、緊急対処事態としているというのが概要ということになっております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

詳しい計画の中身はもう触れることはしませんが、この佐川町が策定をした国民保護計画について、国土強靱化地域計画を策定したときの4回の審議会及び1回の専門部会において、どのように位置づけられて議論されたのかどうか、お伺いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

この先ほど説明いたしました佐川町の国民保護計画について、特に取り上げるなどの位置づけをした議論のほうは行っておりません。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

全てのリスクを想定して、弾道ミサイル発射実験による武力攻撃を地域計画の中に入れるに当たりですね、既に町が策定しているこの国民保護計画を、なぜ審議会のほうに提起もしなかったのかわかりません。ぜひその説明をお願いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

この国民保護計画については、特に総務課のほうで、これと国土強靱化地域計画のほうとリンクさせて考えるということが、そのときに考えられておりませんでしたので、協議会総務課の中において、そのことについて取り上げるということがなかったということでございます。

1 番（橋元陽一君）

既に作成されている弾道ミサイル等に対して、計画が立てられていることが地域強靱化計画策定審議会の中に提起をされていないということ自体、私は容認することができません。この議会でも紹介いたしましたように、全国の基本計画また高知市の地域計画を見ましても、こういう武力攻撃等についてのシナリオは描いておりません。それは、既に全国の自治体におきまして、この10年前に国民保護計画が策定されているから、あえて地域計画の中に組み入れなかったのではないかと、強靱化地域計画の策定する段階で、全国の国民保護計画の策定状況をどのように把握されているか、お伺いします。

総務課長（麻田正志君）

全国の国民保護計画の策定状況の把握ということでございますが、法律での義務づけというのがございますので、全国で策定されるというふうには思いますけれど、今回の計画策定に向けまして、改めて全国の市町村の策定状況を把握するということは行っておりません。

1 番（橋元陽一君）

少し調べましたら、ことしの4月1日現在、47都道府県全て、そして1,741市町村中1,739市町村で策定をされております。10年前に、このように全国自治体で既に策定されている国民保護計画を踏まえ、大規模な自然災害に対する国土強靱化地域計画を策定するに当たり、この強靱化基本計画の国のガイドライン、県や高知市の同地域計画にも、この武力攻撃がない、それをあえて佐川町が独自のリスクシナリオとする根拠について、何かほかに特別な理由があるのかどうかお伺いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

昨年、この国土強靱化地域計画の策定ということで検討を始めました。その当時、北朝鮮からのミサイルの発射の状況が深刻化する中ということもありまして、何回かミサイルが発射されました。そういうような状況もありまして、総務課検討委員の皆様からも危惧すべき事項ではないかというような意見をいただいたということが理由ということになっております。

1 番（橋元陽一君）

私は、強靱化地域計画を立てる審議会で、総務課の事務局からの提案に、やっぱり不十分な点があったのではないかと、もし、この国

民保護計画がそこで説明されていたのであれば、この地域計画の中に組み込まれることもなかったのではないかというふうに私は捉えます。この国土強靱化地域計画は、大規模な自然災害の対策と人口減対策、地域産業活性化など、地方創生の対策と組み合わせた事業を網羅をし、5年ごとに見直しながら、必要に応じた予算措置が検討されていくというふうに捉えています。

佐川町のリスクシナリオを策定するに当たり、高知県や佐川町を中心とした過去の自然災害について、どのような災害が確認をされ、対策が検討されたのか、お伺いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。地震につきましては、西暦の684年の白鳳地震から1960年のチリ地震までの9つの地震、そして風水害につきましては、明治23年の佐川に大洪水を招いた台風から平成26年の11号、12号台風までの13事例、こちらのほうを災害履歴として取り上げ、検討をいたしましたということでございます。

1 番（橋元陽一君）

自然災害につきましては、684年の白鳳地震までさかのぼって地域計画を策定されていることがわかりました。こうした過去の教訓を踏まえて、東北大震災など過去の経験では想定できない大規模な自然災害を想定して対策の事前目標が設定をされ、リスクシナリオが策定されていくべきだというふうに捉えています。こうした状況を踏まえて県や高知市も策定されたのではないかというふうに捉えています。

佐川町が独自の課題として組み入れましたこのリスクシナリオ、3つあります。その佐川町独自の課題となるそのリスクシナリオ、3つの視点について組み入れた項目、地域計画の、この最後のほうに提起をされています佐川町の5つの重点化施策との関連について、お伺いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

地域計画の中で、事前に備えるべき目標の項に、佐川町独自のものといたしまして、地域住民一人一人が防災・減災への備えに取り組み、自助・共助に基づく地域防災力を高めることと、ともに起きてはならない最悪の事態として2つのリスクシナリオのほうを挙げております。

このことにつきましては、2つのリスクシナリオにありますよう

に、住民の災害に対する意識の低さや人口減少や高齢化が地域の防災力を弱め、被害の拡大を招く要因となることを、大きな問題であると捉えております。

このような状況を克服する取り組みを強く行っていく必要があることから、佐川町独自のものと、取り入れたということになっております。

1 番（橋元陽一君）

そうして設定された佐川町の重点化施策の中に、先ほど来、説明の根拠がなくなっていると思うんですけども、全てのリスクを想定し、他の自治体では想定していない独自のリスクシナリオの1つとする弾道ミサイル等による武力攻撃の項目を組み入れておりません。その理由について、お伺いします。

総務課長（麻田正志君）

重点施策につきましては、災害から人命を守り犠牲者ゼロを実現することにより、地域機能などの維持存続を図ることができるとの考えから、命を守るということをキーワードとしまして、リスクシナリオから5つをピックアップして重点施策として上げているものでありまして、独自の課題となります住民一人一人の防災意識が低い状況により被害が拡大する事態と、人口減少、高齢化等の進行により地域防災力の低下が生じる事態の2つについては、この中でも代表的なリスクシナリオといえるものと思います。

そして、先ほども、最初に言いましたように重点施策については、災害から人命を守り犠牲者ゼロを実現することというような考え方ということにしております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

もう一度お伺いします。この佐川町が独自に策定をしたリスクシナリオの1つである弾道ミサイル等による武力攻撃を、なぜこの重点化すべき施策の中に入れなかったのかということです。

総務課長（麻田正志君）

先ほどお答えいたしましたように、弾道ミサイルよりほかのものを重点施策として取り入れておるということでございます。

1 番（橋元陽一君）

先ほど来の質問を踏まえながら、佐川町が策定された国土強靱化地域計画の中で、さらに独自の課題を設定をし、重点化の施策はつくられておりますけども、その中で、ほかの市町村にない武力攻撃

を取り上げたにもかかわらず、佐川町の重点化の中に組み入れない、その根拠もなかなか示されないというふうに私は捉えています。

県や国、高知市など、全国の自治体が、先ほど来繰り返しますように、武力にかかわる対策については、国土強靱化地域計画、基本計画の中から検討することを除外しているのは、既に国民保護計画として立てているからだとは私は思っています。

モデル自治体に指定された三重県南伊勢町では、策定された地域計画の冒頭に国土強靱化基本計画と同様、大規模自然災害に対象を絞るとして原子力事故やテロ等、自然災害以外のリスクは対象外とすることを明記しています。

佐川町国土強靱化地域計画の中に、佐川町独自のリスクとして、この弾道ミサイル等武力攻撃による項目を組み入れることについては疑問を払拭することはできません。

10年前、武力攻撃等に限定して佐川町国民保護計画が策定をされ、PDCAで事業の進捗状況も確認をされてきていることが先ほどもありました。この計画について、審議会では議論をすることもなく、佐川町が独自の課題として地域計画の中に、この弾道ミサイル等武力攻撃の項目を組み入れる行政の姿勢を、私は承服することはできません。

この2つの計画を策定をし、まちづくり総合計画と組み合わせた事業を計画をし、交付金や補助金の予算請求等が行われていくと思うんですけども、佐川町として、弾道ミサイルのリスクシナリオを設定し、独自の重要な事業というのは、何か計画が立てられているかどうか、ぜひ伺いたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。弾道ミサイル等の武力攻撃などにより多数の死傷者等が発生する事態に対しては、独自の事業計画のほうは策定しておりませんが、住民一人一人が速やかな避難行動をとることができるよう、内閣官房ホームページに示されております弾道ミサイルの落下時の行動について、などの広報資料を活用しながら周知に努めるということにしております。

1 番（橋元陽一君）

そうした対応は、佐川町独自のものではないと私は捉えています。自然災害については、600年代の過去にまでさかのぼって検討され、佐川町で発生すると想定されている自然災害への施策づく

りや、佐川町の将来の人口減や地域産業の活性化を進めるまちづくりはとても重要な課題であると捉えています。自然災害における全てのリスクを想定しながら、住民の命・暮らしを守る施策を進めていくことは、極めて重要な課題であり、私もその施策には全面的に賛成をしていきたいというふうに思っています。

しかし、武力攻撃はまさに戦争そのものです。その被害は自然災害とは異質のものです。武力攻撃の事態の対応に対する国民保護計画については、国民の基本的人権を制約することを前提にした有事法制に関することであり、さまざまな意見があります。

国民の命・暮らしを守ることは同じだとして、佐川町国土強靱化地域計画で自然災害と武力攻撃による被害を同列に扱うことについては、納得できません。

改めまして、自然災害への対策や佐川町の将来のまちづくりの取り組みの計画である佐川町国土強靱化地域計画の中に、独自で想定されたこの弾道ミサイル等の武力攻撃などにより多数の死傷者が出る事態のリスクシナリオの項目の削除を求めたいと思います。構わなければ、町長の見解を求めます。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。現時点で、この計画から削る予定はありません。

委員の皆さんも含めて役場職員担当者、心から佐川町の皆さんの命を守る、安全を守る、そのためにどういう計画にしたらいいかということを真摯に考えていただきました。ちょうど計画を策定する時期に、北朝鮮からの弾道ミサイルの想定があって、グアムの方角に、グアム方面に発射をした場合の経路がまさしく佐川町のほぼ真上を通っていました。その地図を見たときに、私自身、もう愕然としました。

別に、佐川町を狙って発射されたわけではない弾道ミサイルが、何か計画どおり、予定どおりいなくなくて、佐川町の上に落ちたらどうなるんだろうっていうことを、すごく心配しました。役場として、担当者は一生懸命考えました。私は町長として、住民の皆さんの命を守る、どんな行動がとれるんだろうっていうことも考えなきゃいけないなあっていうふうに思いました。そのときの思いは、うそ偽りはなく、審議の中でも議論をされております。

それをもとにつくった計画であります。今後、弾道ミサイルによ

るこのリスクっていうものがゼロになったと、明らかにゼロだということになれば、計画の中から削除することがあるかもしれません。そうなるんだろうと思います。ただ、現時点では削除をする予定はありません。

またこの計画の中には、他自治体には載っていない国土強靱化地域計画のリスクもあります。例えば大規模火災というものをリスクの中に入れております。これは、自然災害と人為的な要因による災害ではないかなあというふうに思っておりますが、糸魚川の大規模火災がありました。佐川町がこの地域計画をつくるに当たっては、糸魚川の大規模火災の後の策定でした。糸魚川の大規模火災の前に、この地域計画をつくられた自治体は、リスクの中に大規模火災というものは入っていないところが多いんじゃないかなあというふうに理解をしております。

自然災害は、過去の1千年前、1,500年前、こんな災害がありましたという過去の事例を分析をして対策をしていく、計画を立てていくっていうのがごく一般的な進め方かなあというふうに思っておりますが、人為的なものが絡んだりですね、それこそ武力攻撃は戦争そのものだというふうにおっしゃいましたが、人為的なものによる突発的なリスクであります。

あくまでもこの計画は、佐川町の皆さんのことを一生懸命考えた上でつくった計画であります。この計画には、委員の皆様も役場としても誇りを持っています。今後リスクがなくなるということであれば、しっかりと検討していきたいと思いますが、現時点では削除する予定はありません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

武力攻撃等は、私は政治的な課題であって、人為的に起こされるものでありますけども、政治的に解決していかなければならない、絶対に起きてはならない、起こしてはならないことだというに捉えています。

ぜひ、情勢の変化を捉えていくことが必要だと思いますけども、引き続きこのことにつきましては、情勢も見守りながら提起もしていきたいというふうに思います。そのことをお伝えしまして、この質問を終わります。

最後に、図書館の問題について入ります。

午前中、坂本議員の質問とずいぶんと重なるところがあるかもし

れません。概略的なところについて絞りながら質問をしていきたいと思ひます。

2012 年 11 月に請願書が提出されまして、4 千筆を超える署名が添えられて提出をされました。翌年に、議会でも採択もされ、整備検討委員会が発足をして 2015 年 12 月に提言書が提出をされています。この 2012 年から 2015 年の間、具体的な、建設に向けてどんなことが課題になったのか、提言書も読みましたけれども、ぜひ、建設に向けての具体的な課題について、主な課題に限って御答弁をお願いしたいと思ひます。

もう 1 つ、この提言書に基づいて課題となったことについて、請願出された代表者の方々に、その課題について何か説明が行われたのかどうか、お伺ひしたいと思ひます。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず課題でございます。新図書館建設に当たっての課題としましては、やはり事業費が数億円程度見込まれるということから、教育委員会所管施設の整備との調整、またそのほかには建設場所をどこにするのか、さらには青山文庫の合築問題といったことでございます。

それから請願者の代表の方につきましては、私のほうからは特に説明はしておりません。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

ぜひ、町民の皆様方への丁寧な説明もお願いしていきたいというふうに思ひます。

2018 年 3 月の定例会で、町長の町政報告で、新図書館建設の動きが具体的に提示もされました。提言を受けてからこの 3 年間、議会では、2016 年の 9 月定例会そして 2017 年の 6 月定例会などで森議員が経過について質問もされ、確認もされてきてるのではないかと思ひます。

この 2015 年から 2018 年の 3 年間、建設の具体化が進まなかった主な要因は何か、少し絞り込んで回答していただければというふうに思ひます。その要因について、どの部署で検討が進められてきたのかもあわせてお伺ひしたいと思ひます。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。遅れた理由としましては、先ほども少し申し上げましたが、教育委員会所管施設の耐震化あるいはプールの空調

施設、テニスコートの増設や小中学校普通教室へのエアコン整備など、こういったことを優先的にすることとしたため、図書館整備に向けた私どもの検討が遅れたということが要因でございます。

この所管は私ども教育委員会でございます。以上です。

1 番（橋元陽一君）

一定、そういう教育委員会の課題が見通しができたということで、この3月の町政報告会の中で、平成30年31年度の2年間で新図書館整備方針策定委員会を設置をし、先進地域視察研修や専門家の意見を聞きながら、新図書館の基本構想に当たる部分を固めていくとともに、町民に向けての講演会を開催したり、新図書館建設に向けての町民の理解と機運を高めていきたい。またこの間には、単独施設か複合施設かも決定もし、32年度には基本設計と実施計画を行い33年度の建設着工を目指したいという旨を、町政報告の中でも表明をされているところであります。

そして、この9月議会の町政報告の中で、2020年度に基本構想策定をし、2022年度に建設着工すると報告をされました。この新図書館建設に当たりまして、新図書館整備方針策定委員会も動き出していることも説明もありました。

この新たにスタートした新図書館整備方針策定委員会で、課題とする主なものは何か、そしてそれを克服するためにどういうことが想定をされているのか、現段階で把握されていることがあればお伺いしたいと思います。

教育長（川井正一君）

図書館整備検討委員会での課題ということがちょっと質問にございましたが、図書館整備方針の策定委員会のほうでお願いしますのは、午前中坂本議員さんの御質問にもお答えしましたが、図書館整備に係る基本構想として、ハード部門では、備えるべき施設の具体的な内容。そしてソフト部門では、図書館サービスの内容や管理運営体制、こういったものを検討していただく。これが図書館策定委員会で与えられた課題というふうに受けとめております。

ただ一方で、若干、整備に取り組むのが遅れてきた。その理由としては、先ほど申し上げたような教育委員会の所管施設の整備を優先してきたこと、これが課題でございましたが、その課題が一定目安がついたということが1つと、それから、もう1つの課題でございます建設場所と青山文庫の合築問題、これにつきましては、今年

度中に一定の方向をお示しして、来年度から策定委員会では具体的な中身に入っていくということを想定しておりますので、できれば今年度中にそこら辺の一定の方向性をお示ししたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

今年度中に、単独か合築かということを検討する、新図書館整備方針策定委員会で検討して方向づけをするという確認でいいんですかね。

教育長（川井正一君）

この建設場所と合築問題については、これは私ども町のほうで決定すべき事項であるというふうに考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

教育委員会の抱えた課題が先にあって図書館建設が遅れております。ぜひ、建設に向けて早期に具体的に動き出すことができるように、取り組みを進めていただきたいと思います。

先ほど、2022 年度に建設着工ということのスケジュールですけども、もう少し、その間含めて新たに設置されているこの新図書館整備方針策定委員会、この1年度で合築かとその場所については方向づけるということですけども、その後のこの検討委員会のスケジュール等、現段階で何か計画されているものがあれば、具体的なスケジュールもぜひ伺いしたいと思います。

教育長（川井正一君）

町長のほうの行政報告で申し上げましたが、構想の策定期間を1年間延長させていただきまして、3年間かけて策定委員会において基本構想を検討することとしておりまして、本年度は先進地視察研修を通じて委員の皆様を目指すべき図書館像をイメージしていただくと思っております。

来年度は、策定委員会での検討と併行しまして、住民向けの講演会やワークショップを行い、平成 33 年度当初予算の編成作業に入ります平成 32 年 12 月までには基本構想を策定したいと考えております。

この基本構想を受けまして、建設事業費の概算を固め、平成 33 年度当初予算で設計費の計上、そして設計委託により建設事業費を決定し、平成 34 年度当初予算にその事業費を計上することになると

いうふうに考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

教育委員会の大きなスケジュールは確認をさせていただきました。それにあわせて整備検討委員会というのは、森議員の質問のときにもありましたけれども、年に1回2回程度じゃなくって、極めて回数を重ねた協議が進められていかなければならないと捉えますけども、今年度、来年度、検討委員会そのものがどれくらいのスパンで開催されていくのか、お伺いしたいと思います。

教育長（川井正一君）

来年度のこととはまだ、詳細によう詰めておりませんが、今年度につきましては、先進地視察研修を3回予定しております。まず、先進地視察研修をしましたら、委員の皆様、その見た結果を文書で提出していただくようにしてます。

そしてそれを受けて、研修した翌月くらいには委員会を開催すると。そして委員の皆様でそのさまざまな御意見をいただいたのを私どもがまとめてその場へ提出して共有するというのをやります。それを今年度は先進地視察研修を3回、そして委員会の開催を今のところ3回というふうに予定しております。

そういったことを通じて、委員の皆さんにさまざまな図書館を見ていただいて、その結果、こういった図書館がいいんじゃないかと。多分レポート出していただくときに、そういった意見も出てまいりますので、そういったものをとにかく今年度はやりたいというふうに考えております。

そして来年度につきましては、先ほど申しましたが、基本的に住民向けの講演会であるとか、ワークショップを考えておりますが、それと並行して策定委員会を何回かやって、講演会の反応あるいはワークショップでこんな意見が出た、そういったものを策定委員会のほうへ返して、また策定委員会で、先ほど、今後策定委員会で検討すべき事項として申しあげました施設の具体的な内容ですね、あるいは図書館サービスの内容、また管理運営に対して、そういったものを一つ一つ固めていく作業を来年度から、平成32年度の秋ぐらいまでにやって、全体構想を固めたいなあというふうに考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

2015年の報告書、提言書の中にも提起されておりますけども、図

書館は、情報拠点、生涯学習の中核施設としての役割を果たしていくためには、外部からインターネットで図書目録を検索し、貸し出し予約のできるサービスや、小中学校を結ぶネットワークの構築、講座資料展示会など、多様な学習機会を提供する、こういうことを課題として提起されているところです。

町長も言われました町民の生活拠点となる魅力ある図書館が、住民の合意に意見を集約をされて建設されていくことを、ぜひ教育委員会も頑張ってくださいたいということをお願いしまして、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

これで全ての質問を終わります。

議長（永田耕朗君）

以上で、1番、橋元陽一君の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休憩 午後2時33分

再開 午後2時45分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、3番、西森勝仁君の発言を許します。

3番（西森勝仁君）

3番、西森勝仁です。私は今回も、町民の皆様方の声なき声や少数意見、また町民が日ごろから疑問に思っていることを中心にお尋ねしていきたいと思っておりますが、その前にですね、この前、ちょっと町内のスーパーマーケットで、ある方が私のほうに近寄ってまいりまして「西森さん、あんたが議会で質問しても答えがないときがあるねえ」とまあこういつて言うてきました。私は、えっと思いましたけれども「そうやったかね、また今度よう聞いちょくき」こう言ったらにこにこして納得してくれました。

しかし、これが同僚議員から「答弁がないやいか」と、こう指摘されると、これはどうも具合が悪い。私は質問で詰め切ることを目的としているわけではありませんで、目的達成のためのその手段として、気づきや改善、その手立て、こういったものになればよいと思っておりますので、一から十まで言わいじゃち、警鐘を鳴らしておけばよからうじゃないかと、こういうふうに思っていたところで

あります。

私も、答弁漏れや問題点のはぐらかしなどがあっていることは重々承知しておりますけれども、それはケース・バイ・ケースによってストレートには答弁しづらい。こういったこともあるだろうし、おおむね了としておりました。しかし、同僚議員からこういう指摘を受けるということになると、堀見町長流に言いますと、もう少しジャブやボディーブローもきかしていかなければいけないのかなあと、こういうふうに思っているところであります。

私の質問は、ほぼストレートにしておりまして、解釈の余地はないと思っております。執行部も変化球で返してきたり、あるいは隠し球のないように答弁をお願いします。

それでは、通告に従いまして質問を行います。

まず初めに、町長の政治姿勢についてであります。町長は子供のころから、人のため世のためと言って育てられたと、こういうことを自身のまちづくり研究所のパンフレットやブログ、あるいは平成24年10月9日の高知新聞の東京大阪レポート、こういったものに載せていたと思います。ここにも資料がありますけれども。

そして平成25年、住民や職員の話をよく聞くといって町長に就任し足かけ5年になりますけれども、まずこの信念に間違いがないかお伺いをいたします。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。西森議員おっしゃいましたように、世のため人のために、佐川町長ですから佐川町のため、佐川町民の幸せのためにいろいろな決断、判断をさせていただいております。町民の皆様の声に耳を傾けるということもしっかりしなければいけないということを自分の中で、肝に銘じてですね、一生懸命仕事をさせていただいております。以上です。

3番（西森勝仁君）

今、町長から、町民の幸せそして町民の負託に応えるため、これを肝に銘じてやっているという答弁がありましたけれども、この町政執行において、どういうふう実践されておられるか、具体的に答弁をお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。できるだけですね多くの町民の皆様とお会いしてお話をお伺いさせていただいて、真摯に受け止めて、

それを公平、公正に判断をしていかなければいけないと思って仕事をしております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

ありがとうございました。ところで、ここに平成 26 年 2 月 11 日付の高知新聞のスクラップがあるわけでありまして。見出しには、佐川町長就任 3 カ月、窓口近くで執務、好評、とあり、この記事の内容を紹介してみますと、町長は住民の顔が見えるようにという思いから窓口近くで机を構えて仕事をしている、とこう言っているわけでありまして。また、役場に来た住民からは「身近に感じる」とおおむね好評であると報じられています。そして新聞には、これまでのところ町長への要望や苦情の直訴が相次ぐようなことはなく、町長もだんだんと雰囲気がつかめてきた。今後も職員と同じ目線で仕事を取り組んでいきたい、とこういうふうに答えているわけでありまして。

そして 5 月 11 日の高知新聞によりますと、窓口近くからさらに移動、職員横で執務とあり、総務課長の横あたりで仕事をしている写真が報道されたわけでありまして。しかし、それからしばらくして、町民側から町政に対して少しずつ声を荒げた苦情や直訴、要望もあるかもわかりませんが、こういったものが増えてきたのではないかと思います、そのころからだんだんと町民の雰囲気も変わってきたというふうに私は思っております。

そしてそれから以来ですね、町長は個室、町長執務室で仕事をするようになっております。ここで、町民が言うにはですね「町長には役場へ行ってもなかなか会ってくれんぜよ」ということでもあります。

ちょっと紹介してみますと、また別の人は、今度役場に来たら寄ってください、と言われていたので寄ってみたけど、アポがないきいかんかった。またある人は、急用があって行けたけれども、予約なしじゃきにいかんと言われてたので、町長室の前で「町長、あなた中におるがやろ。ちょっと来て会ってください」こういうふうにどなって待っていたら町長が出てきたので話をしようとしたところ、会議があるので話はできない。こういうことで、全然聞いてもらえなかった。一体どうなっちゃうがやろう、とこういうことでもあります。さらにある人は、ドアがあいちゃったので、見てみたら町長がおったので、ものばあ言うていこうと思うて入ったところ、入った

らいかん、と。外で待ちよってください、と。こう言われたので、私は別に用事があるわけじゃないきに、「構ん、構ん」と言って帰ってきましたけれども。「前の町長とはえらい違うもんじゃねえ。前の町長はお茶でも飲んでいかんかよと向こうから誘うてくれたもんじゃが」と。こういうふうにかういった声が随分多いわけであります。

今、町長は、この私が言ったケース、あのケースこのケース、こういうふうに関当たっていると思いますが、なぜ、主権者である町民に面会できないのか。そして今、御答弁いただいたように、皆さんにお会いして真摯に受けとめてやっていきたいと、こういう答弁をいただいたばかりであります。

また、面会は無ポがないと会えんという指示を担当課に出しているのか、この2点についてお伺いいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。基本的な姿勢としましては、住民の皆さんにしっかりお会いすると。お話を伺いするという姿勢は変えておりません。5年間の記憶ですので、正確に記憶してるかどうかは、ちょっと不安なところがありますが。

1つ。ノックをせずにですね、町から仕事を出して発注をしている事業者さんがずっと入ってきたことがありました。そのときに「いや、入ってこないでください」基本的に、コンサルタントとかですね、佐川町から仕事を発注している先の皆さんに私がですね、1対1で会うという場面を極力つくらないという方針でやってます。

特に、町から仕事を発注している先の方がですね、こう、ふわっと入ってくるっていうのは、余りよくないのではないのかなと思って「ちょっと入らないでください」って言ったことはあります。基本的にはですね、しっかり住民の皆さんの声に耳を傾けてということでは考えてます。ただ、本当に緊急の仕事をしてたりですね、会議が入っていたりする場合がありますので、基本的にはアポイントをとってくださいというお願いはします。

あとですね、私に対する陳情、要望のときに、秘書のほうには、担当課が知ってる話なのか、担当課が受けてる話なのかどうなのか、そこをしっかりと確認をした上で、私が直接一番最初に聞くよりは、役場の担当者がしっかりと聞いたほうがいいだろうということに関し

ては、まず担当課のほうで話をしてくださいということにしております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

担当課のほうでまず話をしてくださいということですが、じゃあ、アポなし面会はだめというふうに指示をしているわけではなくって、町長が在室のときには会うということですか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。基本的にアポイントをとって下さいというお願いはしておりますが、アポイントなしで来られる方もいらっしゃると思いますので、そのときそのときの状況に応じてですね、対応させていただいております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

ということは、普通に解釈すれば、アポなけりゃ、アポイントメントがなけりゃ会わないよというふうに解釈するわけですがけれども、それでよろしゅうございますか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。先ほども答弁させていただきましたが、アポイントがなくておいでになった町民の方でもですね、そのときの状況に応じてお会いしてですね、話を聞かせていただいていることも当然あります。以上です。

3 番（西森勝仁君）

こういった話を私もいろいろと聞いたわけでありましてけれども、その面談を求めた内容につきましては、困り事、要望、あるいは苦情だったというふうにも聞いておりますけれども。その中には、堀見町長のシンパの方も何人かおるわけでありまして、その人たちにとったら、妙に言うこととすることが違うじゃないかと、こういうことであります。

私の知っている限りでありますけれども、今までの町長はですね、いくら多忙であっても、また出かける直前であってもですね、ちょっと話を聞いていました。そしてその話の続きにつきましては副町長、その前はまだ助役でありますけど、助役とか担当課長なりに、よく聞いちょけよと。そして後で報告をしてください、とこういうふうに指示をして出かけていたものであります。

面倒なことは取り合いたくない、こういった気持ちもわからないわけではありませんけれども。私がいつも言っているように、町長

は住民が選挙で直接選んだ行政の執行権者であります。町長就任当時の、あの総務課の横とかいったところで執務するあのアクションは、一部町民が言ってるように、ただのパフォーマンスだったのかと。こう言っておりますので、整合性のある答弁をお願いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。パフォーマンスでやったということではありません。以上です。

3 番（西森勝仁君）

町長はパフォーマンスじゃないと言いますけれども、町民はそれぞれ類推をすると思います。

しかし、こうした町長の言動というものは、職員が敏感に感じていると思いますし、職員の人事管理にも影響してくるものではないかというふうに思っております。先ほどの町長答弁を聞いておりましたら、子供は大人を見て育つという答弁が橋元議員の答弁の中にもありましたけれども。まさに子は大人の、親の背を見て育つとも言われております。役場全体のたががですね、じわじわ緩んできているのではないかと、私は危惧しているところであります。

以前も、用事があって役場に、役場のある部署であります。電話したところ、その部署の方が出て、担当者は今席を外していますというものですから、私はしばらくたってまた電話をすると、今度は、きょうはお休みをいただいています、とこういうわけあります。私は、こんなことを事もなしに言われて「あんた、隣の席におっても席を外しちゅうのか休んじゅうのかもわからんがかよ」と言う、「済みません」とこの程度です。

ついでにもう1つ、似たような事例を言っておきますが。これは私が議員になってからのことでありますので、まあ言うたら近いことであります。町長に用事があって役場に行きました。そして「町長はおるかよ」と聞きましたら、「ありや、さっきまでおったのに、おらん」ということでありますので、「どこへ行ったがよ」と聞きますと、「車のキーがないき、多分町内と思う」と。「すぐ帰ると思うけ待ちよって」ということでした。私が「どこへ行ったがぜよ」と聞くとわからん。いつごろ帰るよと聞いてもわからん。おまん、どこへ行ったかばあ聞いちょきやと。いつごろ帰るかも聞いちょけとこう言いますと、そんなことは聞けませんと言う。遠慮やそんな

くが働いているのかもわかりませんが、これが今の実態ではなかろうかというふうに思っております。これについては、町長、どういうふうに感じているのか、御答弁願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。基本的には、出かけるときは、どこどこに出かけるということを言って出かけます。特にですね、最近で言いますと、余り公にしないでちょっと病院に行ってくるということは、ごくわずかな人間に伝えて行く場合もありました。基本的には、どちらに行くという話は伝えて出るようにしておりますので、それが基本的な方針です。以上です。

3 番（西森勝仁君）

基本的には伝えていくということでありますけれども、そのようにしていただきたいと思います。

私は昔、町長室長として2代の町長に仕えたことがありますけれども、そのころは、どこへ出かけるにしても「どこそこへ行ってくる。時間はなんぼしかからん」こういうふうに言って出かけておりました。前町長も当然そうでありまして、職員の皆もしかりであります。そして隣の人が残業しゆうときなんか、こういった職員がおるわけですがけれども、そのときには一声「お先に」と声をかけて退席、帰っていったものであります。

このように、今まで普通にできていたものが、だんだん希薄になっているから私は言っているのでありまして、町長は3月の私の質問のときにも、職員を指導する立場にあった者が悪口のようなことを言うなど、言わないでほしいということでありましたけれども、私は決して悪口を言っているわけではありません。

また、こういった職員がみんながみんなというわけでは当然ありません。できなくなっているから危惧しているところであります。町長の耳には、これがよくできだしたというて耳に入りゆうかもわかりませんけど。このことについては、それはそれでええかもわかりませんけど。

私が今までの議会でする言ってきたような、町長にとっては非常に耳の痛い話が町長に届かない。こういうようになると、もうそこにはアンデルセンのあの有名な童話の世界に近づいていやしないかと大変危惧するところでもあります。今、二十より下、二十前後と言いましたらいいかもわかりませんが、大変若い職員も非常に多くお

るわけでありますので、しっかりと指導していただきたいと思うところですが、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。しっかりと、まずみずからを律しながら、職員の皆さん、みんなをしっかりと指導していきたいと思えます。私だけでできることではありませんので、幹部のみんなです、ね、しっかりと意識を持って人材育成に努めていきたいと、そのように考えております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

町長を先頭に、しっかりとたがを締めていただきたいと思えます。

これもまた最近、町民がよく私に言いますけれども。こういうことであります。会社で言うたら、私らが株主ぞねと。あんたら議員らもちっとはしっかりしいよ、と。こういうことですので、町民にしっかり見えるように職員を指導していただきたいと思えます。

次に、副町長の執務室の件についてちょっとお伺いをするわけがありますが。3月の終わりのころだったと思いますが、このころにはまだ副町長の人事案も出ていないうちでありましたけれども、パーティションで早々と仕切ってしまいました。ドアはないものの個室というふうになっておりますけれども、これはどういうわけなのか。

そして今、職員も副町長に用事があるとき、副町長の部屋の前まで行かないと、おるかおらんかわからんと。そしてめったに来ん町民が、副町長の顔も見ていこうと思うても、見えるような状況にはない。動物園やったら、ちょっと遠くからでも見えるけど、あれは全然見えない。

個室が必要ということでありましたらですね、前、助役が使っていた部屋が町長の部屋のすぐ隣にあるわけであります。そしてこのパーティションの費用にしても、恐らく 10 万 20 万の代物ではないと思うところですが、いかがですかね。

そして副町長という職務は、事務方の最高責任者でありまして、職員と一体となって仕事をする。そして全体が見えるほうが一番よいと思えますけれども、町長答弁をひとつよろしく願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。あそこのスペースをパーティションで仕切るのは私が指示をしてやらせました。基本的に、前の、パーティションで囲う前もですね、正面まで来ないと見えない状態で、

横は収納ですすね区切られておりました。

今回、仕切ったのはすすね、以前の副町長のときから席の前にあるソファをすすね、役場の職員が副町長には関係ないけども、打ち合わせスペースでかなり使ってました。やはり、副町長に集中して執務をしていただきたい。ただ部屋で囲うのは、やはり余りにも閉鎖的になるので、少し歩く距離が長くなるかもしれませんが、横はすすねオープンにして、見えるように、のぞけるようにということで今の形にしました。

西森議員も、時々副町長のところに來られて打ち合わせをされるとありますが、やはり少し静かに打ち合わせをしたいという場合もあります。そういう意味も含めて、軽くすすね仕切って、上はあけて、横もあけてすすね、パーティションで仕切るという形を取りました。以上です。

3 番（西森勝仁君）

落ち着いた環境で職務ができるようにという配慮やというような御説明じゃなかろうかと思いますが。そういうことであれば、今私が言いましたように、町長の隣の部屋、あそこには助役室としてあれがあったものでありますので、非常に一番ええと。わざわざあんなもの、パーティションで仕切ることではない。無駄な費用を使うてすることはない、こういうように思いますけれども、いかがですかね。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。西森議員は無駄だというふうにおっしゃるかもしれませんが、私としては無駄なことをしたというふうには思っておりません。以上です。

3 番（西森勝仁君）

それは見解の相違ですので、これは多くの町民が判断することだと思います。それは、だから置いておきまして、次に副町長に、今度はお伺いいたしますけれども。あのうっとうしいような部屋に入れられて、どんなお気持ちでしょうか。私は、間仕切りなんかないほうがいいと。伸び伸びと仕事ができ、また開放的なほうが、町民の目から見ても、クリーンに映って非常にいいのではないかと、こういうに思うところであります。

何か今の状況ですとね、閉塞感というか、もっと、何とも空氣的に何ともならんように感じる町民が非常に多いわけです。

町長は、よかろうと思うてやったということで、撤去する考えはない。当然、あれは予算措置もなかったはずだと思いますけれども、答弁願います。

まず副町長の答弁を。

副町長（中澤一眞君）

お答えを申し上げます。今の環境というのはですね、私、5月にこちらにまいりまして、その以前の状況というのを存じませんのでそれとの比較ということはできませんけれども。今の環境はですね、先ほど町長から答弁がございました。確かに私の目の前のソファで私と職員であったり、私とお客様であったりという、お話をする、打ち合わせをする、お話を聞く、そういったスペースとして使わせていただいております。

これが、仮にあれがなくてですね、廊下に面しておると、それから向こう側の執務室も素通りであると、いう環境からすれば、ああいったパーティションというのは別に無駄だとは、私は思いません。

閉塞感があるのではないかというお話でございましたが、私かつて県庁で人事異動があって個室に入れられそうになったことがあります。非常に閉塞感がありました。それは上まで、部屋が狭くてですね、それこそ公にできないような話をするような仕事をするときでございましたので。そのときはですね、そういったスペースは確保した上で私は前へ出してくれということを言ったこともあります。今の環境は、開口部当然あいておりますし、それから天井があいております。ですから、そういった閉塞感というのは私自身は感じておりません。

それから町外の方がお見えになったときに、入りにくい、なかなか行きにくいというお声があるかということは、これ以前にも議員からお聞きをいたしました。ちょっとさっと考えてみますと、入り口のところにですね、確かに私がいるかいらないかわからないという今、状態がありまして、今ちょっとなかなか、私の手づくりではありませんけれども、出处進退を明らかにするといいますか、所在がわかるような、そういう似たような入り口にですね、をつくることを今やっておるところでございます。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

せっかく町長がつくってくれたき、あれはうっとうしくてたまらんとは言いづらいとは思いますが。前の商工の部屋は、非常に、商

工労働部長の部屋は広かったと思いますけれども。あれの3倍くらいあったと思いますけど。うっとうしくなくてええと言うなら、それはまあ本人、町長、副町長はそれでええかもわからんけど、住民としたら非常にわかりにくいと。不透明感きわまりないというふうに思うところでありましてけれども。町長も意地があるろうけ、のけるわけにはしばらくはいかんろうと思いますけど、検討していただきたいと思います。

ついでにもう一言言っておきますけれども。町長室とそれから副町長の前の庭でありますけども、一続きの庭であります。あそこは、この間副町長のところへ行ってみると、カヤとか雑草、こういったものが伸び放題。ちっとは自分たちの職場環境は自分たちで整えたらいいかなものかと思いました。あの庭木を剪定するくらい簡単なことです。剪定ばさみでなぞらえてちょんちょんと切りゃあ、それで済むはずであります、このはさみも役場にあるはずですよ。今までみんなそうやってちょんちょんと切ってきましたので、また役場に来たお客さんもですね、あの庭を見たら、「おっとこの町は」これは敏感に察知するのではないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

そして役場の前の川、これもこの5年間の間にネムの木のような木が2～3本生えておりまして、だんだんあれも大きくなっております。大水のときなどはあれに藻くずかいろいろが引っかかり、昭和50年の大水のように役場が浸水したりすると、これはまた大変じゃないかというふうに思うところではありますが、この2点、なんぼ県管理の川じゃあ言うても、あの木らはのけるばあ自分らでできるものか、お伺いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。まず、町長室と副町長室の南側の庭についてですけど、やはりきれいに手入れされた庭だとやっぱり美しいなあと、気持ちやすっとするなあとという思いは当然あります。今後ですね、総務課長とも相談をしながら、どのような管理をしていくのかということを決めていきたいなあとというふうに思います。

あと春日川の件につきましては、産業建設課とまた県のほうですすね協議をさせていただいて、どうしていくのかということを決めていきたいなというふうに思います。以上です。

3番（西森勝仁君）

総務課長あるいは県と相談するということですが、私が指摘しているのは、自分たちの職場環境は自分たちでやったらいいと。こればあができんかよと、こういうことでもあります。そしてその剪定ボランティアのような方ばかりに頼らず、とりあえず自分で始めたら、簡単な本当に簡単なことですよ、あれくらいなことは。それはしてもらいたいというふうに思っています。

つかったらどうしようかということの答弁はないわけですけど、今の役場が水につかったら、昭和 50 年の災害のときのように、それとはずいぶん違って、今、電子機器もたくさんありますし、また大した B C P も持っていない、こういう状況でありますので、本当につかったら大変であります。

問題は今も言いましたように、こうしたことを誰もが何も感じなくなかったこと、こういうことじゃないかと思います。自分たちの環境を自分たちでやる。これくらいはしっかりやってもらいたと思います。すが、いかがでしょうか。人に頼まず、ちょっとあいた時間に、昼休みでも 10 分 20 分もありゃあ簡単なことです。答弁願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。役場の職員みずからですね、役場の周りを管理をしている姿もあります。委託をしているものばかりではなくてですね、自分たちでやることもありますし、委託をしてやっていたいただいていることもあります。役場のトイレの掃除もですね、シルバーさんをお願いをして、もうずっと恐らく何十年もやってきてると思います。

ですから、みずからやることとお願いをすることはバランスよくですね、検討していきたいなあとというふうに思ってます。ここ 5 年で急に何かを、役場の管理に関して急に何かを変えたということはございませんので、恐らく、今の役場の周りの管理ですとか、公共施設の管理につきましては、もう恐らく何十年も同じような形態でやってこられたんではないかなというふうに思ってます。

私のほうから、こういうふうに変えなさいという指示を出したことはありません。1 度だけ、役場のトイレは職員自分たちで掃除してもいいんじゃないかなあとかぼそつと言ったことはありますが、一生懸命今までですね、役場のトイレも含めて役場全体を掃除をしていただいている皆さんもあります。にこにこしながらやっていたいるシルバーの方々もいらっしゃいますので、基本的には今ま

でと変えずにですね、この5年間もやってきてるというのが実態だというふうに考えております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

私はね、トイレ掃除とか、そりゃ毎日やっているものを職員でやれというようなことではないがです。今言いました庭木の剪定に私たち、年3～4回やればきれいに維持管理できます。そういうことを言っているわけでありまして、少なくとも5年くらい前までは、あの高北病院の橋からこの前までは、あの雑草、今、もう木のようにもなっていますけど、私が皆と一緒に年に2～3回、この中にはずい分私に連れて行かれて掃除もした人がおると思いますが。そういうに、自分たちのことはそういった時間をつくって、それも簡単なことなんです。もう30分もやりゃあ。下であれを集めて上で引っ張り上げてもらって処理したらええ。それだけのことです。今も見てください。もうぼうぼう。ずっとぼうぼう。大水のときに流れていくだけです、きれいになるとしたときは。

そのあたり、だから今言いましたように、誰も気づかなくなったのかと、こういうことであります。これは総務課長に相談じゃあ、県と相談じゃあいうような話じゃないわけです。よろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、御答弁はいかがなものか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。改めて、これまでの管理の仕方を確認をした上で総務課長とも相談の上、庁議で、みんなで意見を出し合ってみたいなあとというふうに思います。以上です。

3 番（西森勝仁君）

意見を出し合っていただけということですので、またお伺いをすることにしますが。これ、経費がかかるようなやり方じゃなくって、あくまでも自分たちの職場環境は自分たちでやる、こういう理念のもとに取り組んでいただきたいと思います。それは委託すりゃあ業者はいっぱいいるかもわかりません。そうじゃないということは申し添えておきます。

次に、町長の行政報告にもありましたように、7月22日を中心に、観光大使の小野大輔さんの高知公演で、高知に来た方々がどつと佐川まで足を伸ばしてくれました。若い女性が90%以上でありました。私は2日間にわたり、佐川駅で2時40分発の上りの特急列車を中心に日本全国、津々浦々から来られた方々とお話しをさせてい

ただくことができました。

中でも印象に残ったのが、2人組の女性に私が「どちらからおいででしたか」と尋ねましたら、まず「埼玉です」そしてもう1人が「私は関西です」と言うので「それでは飛行場で待ち合わせしたんですか」と聞きましたら、「いいえ、西佐川駅です」と。これにはちょっとびっくりしたところでありますけれども、お話を聞いていますと、西佐川で待ち合わせをして大輔さんの生家を見ながら、そしてあのうと暑い中を方々見ながらずっと歩いて駅まで来たそうです。私がまた「来年も来てくださいね。今度来てくださいね」と言いましたら、にこにこしながら「また絶対来ます」と言ってくれました。

また別のグループは、「あの女性の駅員さんは去年もいましたよね」と、こういうことでありまして、本当にありがたいことであります。

駅に来る人を私がずっと外に座って観察というか見ていたわけではありますが、ほとんどの方が汽車の時間に合うように歩いてやってきましたが、中には、ぐるぐるバスに乗ってくる人、あるいは恐らく町内で知り会ったと思う方に乗せてきてもらった人、こういった方も何人かおられました。歩いてきた人は駅前の広場まではおしゃべりしながら来ていたように思いますけれども、あのでこぼこエリアに入るなり、黙って一瞬足もとを見る人もいました。何をか言んやであります。

一列車で大体 20 人前後が離町していきました。駅員さんも言っていました、大輔君のファンは静かな人ばかりで、少々列車が遅れようが、何も文句を言う人はいない。これも大輔君の人柄やろうねえとしみじみ言っていました。

そして 24 日には、このエリアの一部を舗装してくれましたが、まだまだ 3 分の 1 程度でありまして、町民が、もう少し広げてやってもらえんろうかと頼んだようでありますけれども、予算がないということで、これは断られたということでもあります。

この舗装につきましては、町長が高松に行って社長に会って話すと言っていた前のことでもありますので、これはチーム佐川の岡崎課長が電話をして頼んでくれたことが功を奏したと、私はこう思うっております。

町長は、前回の私の質問で、今度高松に行って社長に会って話を

してくると、こういう答弁をいただいております。そしてその後、町長はＪＲ四国へ２度ほど、多分７月の２５日とそれから議案の説明会の日、８月２７日、これは総務課長が町長不在の理由を言っていましたので、この日に行ったと思いますけれども。社長と会った、これは町長の行政報告の中でも挨拶もしたということですので、会って話はしてきたはずであります、舗装のことはどうなったのか、お伺いをいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。ＪＲ四国の半井社長とはですね２回お会いしました。１回は役場のほうにも来ていただいて、話をさせていただきました。もう１回は、議案説明会のときに高松に行って共同の記者会見をしてみました。

舗装の件に関しましては、私が直接ＪＲ四国の社長にですね、お会いして舗装お願いしますというお願いを直接お会いしてするのはですね、余りにも相手に対しても失礼だというふうに思いました。そこで、岡崎課長のほうに、私と社長がお会いするまでの間に舗装が完了してあってですね、ありがとうございますとお礼が言える状態になったら、それがいいよねということで、前々からＪＲ四国の担当者とはそういう話も課長のほうがしておりましたので、改めてお願いをさせていただいて、町長は何月何日に高松に行く予定でということ話をさせていただいて、担当のほうが最終的にはですね、舗装をしてくれたという流れになっております。

これは私のほうから直接社長さんにお会いしてお願いするのではなくって、事前に担当者の中でそういう話ができ、きれいな状態になって、ありがとうございますというお礼を言わせていただくという形をとるのが、相手に対して一番いい面会の仕方ではないかなあというふうに思いまして、そのような段取りで進めさせていただきました。以上です。

３番（西森勝仁君）

町長は前には１２月のときも、１２月議会あるいは６月議会でも、社長に会って話してくると、直接会って話をしてくると言いましたよ。議事録を見ても。私はこれは確認をしていますけれども。今、町長の言いよったことはもう全然違うじゃないですか。それも３分の１程度、多めに見ても半分、５分の３くらいしかできていません。真ん中だけです。これはもう、あのままということになりますか、

答弁願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。全面舗装するか、今、舗装してある今の形にするか、その内容に関してはですね、あくまでもＪＲ四国さんが考えてやられる話なので、最近、佐川駅に観光客の方が利用されますよねと。少しぼこぼこしたところもあるので、通行しやすいように舗装していただだけませんかというお願いをしたわけがあります。あわせて、佐川駅だけではなく西佐川駅前も舗装していただきました。ＪＲ四国さんの丁寧なる対応には本当に感謝しております。

あと、私が直接社長に会って話をすると、それは全然、うそじゃないのと、違うんじゃないかというお話をされましたが、結果として、あその場所が舗装される、観光客の皆さんにも、佐川町民の皆さんにも駅を活用する人が気持ちよくできるという結果を出すことがすごく大事であって、舗装してくださいということを私がですね、ＪＲ四国の社長さんに直接お願いをするというのは、やはり失礼だなという判断のもと、今回はこういう流れで事を進めてまいりました。御理解をいただきたいと思います。以上です。

３番（西森勝仁君）

そこそこ済んでおれば、それは理解も、もろ手を挙げてありがたいございますということになりますけれども。３分の１程度しか済んでない、両脇はそのままということであります。

ＪＲにとりまして、これだけ多くの観光客が乗り降りをしていることでありますし、先ほど言いました町長の行政報告にもあったように、ＪＲと佐川町は四国で一番強い連携ができていると、こういうふうに町長は自負しているということですが、そうならそうで、もうちょっと、つちのきいた話をしてもらいたいと思います。

またこの秋には第４弾のツアーが来るとのことらしいですけれども、恐らく、黙っちゃったら、あのままで舗装は終わりだと思います。ＪＲは、恐らくお金もないということで、あれだけのエリアの舗装になったのではないかと思いますけども。

これはね、この前も言いましたけど、ＪＲはあれだけやってもうてありがたい、あとは佐川町でやらしてくださいと、こういうて頼んでくださいと言いましたら、それは立ちどまって考えるという町長の答弁だったんですけれども、町長がやる気にさえなれば、

あればのことは何とでもなります。お金がないというのであれば、ふるさと納税、ふるさと基金の一部を充ててもいいじゃないかというふうに思います。誰ひとり、そんなところを舗装してたまるかという人はいません。

それよりこの5～6月ごろだったかと思いますけれども、ある山菜採りが言っていましたけど、山の中まできれいに舗装はしてくれちゅうけ、行きやすかった。けんど町の中のぼこぼこしたことは、あれはどがいになるがじゃろうと。山の中まで舗装してくれるのはいいことでありますけれども。5年町費で舗装する、あの継ぎ足しの残った部分をする、このお考えはないか、御答弁願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。現時点では、町のほうでですね継ぎ足して施工するということは考えておりません。以上です。

3番（西森勝仁君）

現町政ではようせんということで、そういうふうに受けとめておきます。

次に、安全安心のまちづくりでありまして、防犯カメラの設置の件であります。町長は、6月議会で町長が私の質問に対しまして、町長みずから指示をしてやりますと、こういうにお答えをいただいておりますし、またその後、佐川町自治会長会からも要望書が提出されたやに聞いております。

まず、そこで総務課長にお伺いいたしますけれども、どんな指示を受け、どういう、今の時点でどのようなところまで準備が進んでいるのか、御答弁願います。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。防犯カメラにつきましては、自治会長会のほうから總會のときでありますけれども、あのときに議決といたしますか、あれもあつて要望書も出てくると。その際には総務課のほうで、その要望書の内容等も踏まえて検討するようという指示を受けております。

現在の取り組み状況についてでありますけれど、先ほど御質問のときにもお話がありましたように、7月の18日付で佐川町の自治会長会会長のほうから防犯カメラの設置に関する要望書のほうが提出されております。

この内容といたしまして、不法投棄や悪質訪問販売、不審者によ

る犯罪の防止力や行方不明者の捜索活動のメリットが期待される防犯カメラの設置を町が事業主体となって進めてほしいという要望であったというふうに思っております。

この防犯カメラについての現在の取り組み状況についてでありますけれど、その不法投棄とか犯罪抑制でありますとか、あと行方不明者など、それぞれの目的に応じて設置の場所というのもまた変わってくると。どこがええかということが変わってこようかと思えます。

それとその設置場所、それとどの程度の性能のカメラが何台必要になるのかと、そういうようなこともありますので、その件につきまして、佐川警察署のほうの担当課長の方に御相談を先週させていただきまして、アドバイスのほうをいただいております。

今後はそのアドバイスの内容等を含めて、内容を精査して、どこに設置するのか、目的効果に応じて、県の警察本部とか国交省が所管する補助金とか交付金の活用検討して、カメラ設置の事業計画のほうをつくっていきたいということまで、今現在、取り組んでおるということでございます。

3 番（西森勝仁君）

総務課長が先週、警察で相談してきたということですけども。これ私の一般質問の通知を見てから、これはいかん、慌ててと、これはもう見え見えです。何ちゃあしちやせんということです。去年の12月に私は、最近ハイビジョンカメラ、いろいろ性能のいいカメラがあるから、カタログとか、いろいろその準備をしてくださいと。これ町費はほとんどかからんがですよ。前にも言いましたように。

国の交付金が45%、それから県警の補助金が3分の2、これ1千万かかるとして、45%やったら450万、1千万をベースにしたら3分の2というのは660万。1千万の事業をして1,111万円ということになるけど、そうはいくはずはありません。だからそこらあたりもきちっとしてくださいというふうにお頼みをしていたところですけど、なんちゃ進んじゃせんとか全く同じです。

これ、町長もその程度の指示をしたら、来年の予算には反映できないじゃないですか。まず、防犯カメラというのはですね、犯罪防止するためのカメラでありますので、不特定多数の人を撮影し、そしてさらに録画装置を備えたカメラでありますので、町民のプライバシー、こういったものが侵害される恐れがあるので、こうしたガイ

ドラインをつくらないかん。

そして今、総務課長が言うたようにカメラを効率よく運用するためには、その必要な場所の決定、それからカメラの機種選定、そして国の交付金、県の補助金、こういったものを早くしないと、予算編成に間に合わないんじゃないですか。これはこのまま放っちゃいたら総務課長もまた次のときも同じ答弁ですよ。次は忘れちゃったとしか言いようがないようになります。答弁願います。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。これは西森議員がおっしゃられるとおり、質問が大分前から出てきておって、私のほうでは要望書のほうを確認してということで、私のほうが準備の取り組みが遅れておったということでもあります。今後については、できる限り早くできるようにしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

今言いましたように、単純計算では1千万のカメラをつけて1,111万円ほどもらえる計算にはなるわけですけど、そうなるはずはないので、早く、こういった歳入が見込めるか検討してくださいといったこともお願いしていたところですけど、これは早急にやっていただきたいと思いますが、町長、どうですかね。町長みずから指示してやると言っていたわりには、どだい進んじゃせん。こういうことですけれども。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。自治会からの要望書が出まして、すぐに指示を出しました。来年度1年間でやれる事業なのか、2年3年に分けてやったほうがいい事業なのか、判断もしないといけないので、すぐに佐川警察署とですね、打ち合わせをして相談をして、佐川町に必要な台数が何台なのかということの相談をしましょうということで話をしました。

私は佐川警察署の署長にですね、直接話をして、佐川町役場から今度こういう相談をさせますので、また御協力願いますということで署長からも快諾をいただいております。

来年度の予算には全てのカメラなのか、部分的な台数になるのか、それは予算の事業費によって見きわめたいと思いますが、来年度の予算にしっかりと反映をさせてですね、今、進めているというふう

に私は思っております。

総務課長は遠慮をしてですね、ちょっと遅れましたという話をしましたが、来年度の予算組みには十分間に合っていく流れで今、取り組んでくれておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと、そのように考えてます。以上です。

3 番（西森勝仁君）

町長のしっかりした御答弁をいただきましたので、非常にありがたく思っております。

次に、町長の財政運営について、基本的な考え方をお伺いしてまいります。

平成 30 年度の当初予算は、3 月定例会の行政報告にもあったように、10 億円不足する予算を組んだと説明がありましたが、私を初め多くの町民は、非常に問題があると思っています。

私は 3 月定例会の一般質問や質疑で、こういったことをるる指摘してきたとおりであります。また 4 月の佐川町自治会長会の総会でも、元共産党の町議がテニスコートの予算につきまして、補助金はないのかよと、あるいは有利な起債はないのか、とこういうふうに執行部に聞いておりましたが、執行部答弁は、補助金などはない、一般財源。とこういうふうに全部一般財源と説明をしたと思います。その元議員さんは、大変、全部一財でやるち、大変いぶかしがっているように思いました。一昔前なら、数十万円単位の事業をするにも、国、県の補助金につかないものは一切手を出さん、それほど、当時の町長はシビアな財政運営をしてきたものです。

そしてことし 5 月に、各地区、これは議会懇談会が開催されたわけではありますが、その中にも、増え続ける職員数や本年度の予算について厳しい指摘があり、さらに議会に対しても 30 年度の予算案を見ながら、この予算の採決を見たら、議員全員が賛成しちゅうやいか。誰も反対する議員はおらあったがかよ、と。一体、どうなっちゅうがぜよ、とこういう当然と言えば当然の厳しい御指摘がありまして、議長の指名によりまして、私が本会議での内容を説明したところではありますが、その人たちは全く納得した様子ではありませんでした。

町長は、3 月定例会で、予算編成あるいは予算編成方針については、昨年 11 月に私が考え、各課で予算を組んだと答弁しています。間もなく来年度の予算編成方針を定める時期でありますのでお伺

いしますが、来年度の予算編成方針の基本をどう考えているのか、そして3月議会で町長の言っていたこの戦略的な佐川町の経営改革、これは中長期的な視点での事業の見直し、あるいは再構築、こういったものを挙げていたわけではありますが、具体的にはどういうものか、まずこの2点、お伺いいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。予算編成方針につきましては、来年度の予算につきましては、現時点ではまだ考えておりません。大きな基本としては変わらないというふうに考えております。個々につきましては、来年度、注力する事業について、よくよく検討して予算組みをすることというふうになるかと思えます。

平成30年、今年度の当初予算の段階で、基金からの繰り入れが10億ということで、私も正直、なぜこうなるのかということは財政とよくよく話をしました。どのくらい改善できるんだろうという話をしたときに、結果として3億から4億くらいだと思えます。かなり厳しく予算は組んでますということでありました。仮に4億改善をされたとしてもですね、6億が基金から入れるということになれば、これは大変なことだということで、実は29年度の予算組みのときから担当者とはずっと話をしました。

ただですね、この基金に関しては、平成23年度からずっと調べてみましたが、平成23年度が当初ですね、4億7千万の基金ですね、基金を当初予算で組んでます。24年度が4億7千万。25年度が5億2千万。私が当初予算を組みました平成26年度が3億8千万。平成27年度は7億2千万。平成28年度は9億5千万。平成29年度が6億5千万で、本年度が10億ということになってます。

平成29年度もかなり厳しい予算組みをしたということで、それほど大きく改善することはないだろうというふうに財政のほうから報告は受けてましたが、結果としてですね、7億7千万改善をされまして、当初6億5千の基金を入れておりますが、結果としてはお金が余っているという状況になっております。

平成23年から平成26年度までは、当初では5億前後の基金を組んでますが、結果としては実質収支で黒字になっておりまして、6億から7億の改善が出ております。私はこの6億から7億、毎年毎年、予算から決算に向けて改善をされてると、そういう予算の組み方が行政の予算なんだろうなという理解をしておりましたが、27年

度にはですね、9億3千万改善をされてました。28年度には8億6千万改善をされておりました。

何が真実なのか、何が原因で、当初予算と決算がこれだけ離れるのか、収入に関しては高めには見込めないと、見込みづらいということで、低めに抑えているという説明はもらってます。毎年もらってますが、それだけでは説明ができない部分もあろうかと思います。29年30年に関しては、厳しく予算組み、当初予算の査定もしてるので、今までどおり6億から7億改善されるということはないと思いますということでしたが、結局7億7千万改善をされてましたので、今年度、中澤副町長に副町長として就任をしていただきましたので、副町長にも厳しい目でですね、県の財政もやられたこともありますので、しっかりと見ていただいてですね助けていただきたいというふうに思っております。

去年の7億7千万の改善が平成30年度もですね、もし見られるということであれば、実質収支として2億ほど足りないということになろうかというふうに思います。以上です。

3番（西森勝仁君）

何か、もっともらしいような理由を聞いたような気がしますけれども、お金が余っている。6億7億余っている、改善された理由、これは説明がつかない。これは簡単なことながですよ。予算はたくさん組んだけどどう使ったけ、不用額で残した。単にこれだけのことですよ。それもう一つ裏返したら、予算の査定のときに甘かった。この一言じゃないですか。予算どおり組んだら、予算どおり執行したら残るはずはないがです。使えなかったから残った。どこぞから降って、お金が湧いたから余った。こういうわけではないわけです。

このあたりの説明はつきますか。答弁はありますか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。全てが不用かどうか、その辺も含めてですね、精査をしっかりとしていきたいと思っておりますが、西森議員が副町長を務められた時代の当初予算と決算の差もですね、6億から7億ということになっております。

私が就任してから、その乖離がですね、ちょっと大きくなっているのは大変反省すべきところだというふうに思っておりますが、地方公共団体の予算組み、予算の執行というものがですね、民間とは

かなり違っておりまして、これだけ、やっぱり差が出るんだなあと。これは、ほかの自治体にも聞きましたが、なかなか、ぴたっといくってというのは、あり得ないという話も聞いておりますので、結果として乖離があることが問題ではなくてですね、実際のところ、本当にどれだけ足りないのか、現時点で経常的な経費も含めてですね、赤字基調なのか黒字基調なのかっていうことをはっきりと把握をするということが大事だなあとというふうに思っております。

そういう意味でいうと、新しい国勢調査の後、平成 29 年度、決算をしましたが、実質的には黒字で運営をできているということは、無駄な使い方はしてない、今のこの佐川町の規模に応じてですね適正な予算運営ができているのではないかなあとというふうに思っております。

今後、図書館の話もあります。道の駅の話もあります。ただ、これまで 10 年ほどの間にですね、基金、佐川町にとって将来何か大きな投資があるときに使うようにという意味も込めたですね基金があります。その基金を大事に使わせていただいてですね、佐川町の財政運営として、中期的には問題ないというふうに私は、今、理解をしております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

今、説明をいただきましたから。標準財政規模からしたら、当然それはもうオーバーしているわけでありまして、そしてまた来年の予算編成方針については、今まだ考えてないということですけども。11 月に、これをおろすとなると、もうそろそろ考えよらな間に合わんと。今考えてないということは、目玉事業、こういったものはない。枠外予算もないというように勘ぐるわけではありますが、このとおりでいいですかね。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。西森議員の勘ぐりとは違いまして、これまでも 9 月の定例会が終わってからですね、来年度の予算編成方針をしっかりと考えております。

別に、今の時点で考えてないから目玉な事業がないとかですね、そういうことではありませんで、しっかりと今後、考えていきますので、御理解をいただきたいと思います。

3 番（西森勝仁君）

しっかりとよろしく願いをいたします。それで、今ですね、町

政に関心を持つ町民あるいは良識ある町民の間では、堀見さんがやりたい放題やりゆうね。何をもってこういうふうに言っているのかはよくわかりませんが。そして、あんたら議員ちゅうものは何をしゆうよと。ここでもこういうふうにお叱りを受けるわけでありまして、私もちょっと困るところであります。

ところで、平成 27 年 6 月議会で、岡村議員が、これから先、健全な財政運営ができるのかと、こういうふうに正しているのに対し、町長は、今の国の交付税の考え方でいくと健全な財政運営ができる、こういうに答弁をしているわけであります。

しかし平成 29 年、去年の 8 月 31 日の高新によりますと、国の方針は交付税、地方交付税はどんどん削減していくと、こういう方針を出しております。この前、総務課の財務係からもらった平成元年、それから 30 年間の推移を見ましても、これから減っていくのは、はっきりしているのではないかと思いますし、人口も減るし、税収も減る。増える要素は全くありません。確実に増えるのは職員の人件費がらみの経費だけです。これはすぐに佐川町の税収、これも全てをオーバーしていくと思います。

町長は昨年 12 月の松浦議員の質問の中でも、国の財政事情について、国は借金だらけ、普通の家庭で考えるととても回らない。どう再建するか厳しい。こういうに答えておりまして、まさにそのとおりでありまして、現在国の借金は 1,085 兆円、国民 1 人当たり 858 万円になっています。

町長は、この交付税が大幅カットされる、あるいは国が非常事態に陥って交付税がストップ、こういった場合を少しでも想定したことがありますか。またそんなになったときには、どういうふうにするか、お考えがあれば、御答弁願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。交付税がストップ、ゼロになるということは想定したことはありません。それはもう本当に、どうにもならないような非常事態だというふうに思っております。ただ、想定をしたことはありません。財政状況が、例えば交付税が減っていくという中で、何が大事かということは常々考えております。しっかりと、経営をしていかなければいけないなあと、無駄のないお金の使い方をしなければいけないなあとすることは、もう常々、意識をしながら、財政の予算を立てですね、財政運営を行っております。

以上です。

3 番（西森勝仁君）

財政運営につきましては、しっかりと、シビアにやっていただきたいと思います。

先週 6 日に、北海道で震度 7 の地震があり、39 名の方がお亡くなりになりました。亡くなられた方には、心から哀悼の意を表する次第であります。また、ことしの 6 月 26 日でありますけれども、政府の地震調査委員会の発表がありまして、今後 30 年以内に起こる南海トラフ地震、これの発生率が 75% となり、もういつ来ても不思議じゃないと。これはまあ前から言われていることでありますが、それに地震三兄弟、それと日向灘の地層が連動して動いたときには、これはもう関東から九州まで太平洋側は地震と津波でほぼ壊滅状態になりはしないかと、こういうふうに思います。

それに、先ほど橋元先生からもちょっとお話がありましたけれども、私は、この東アジア情勢、ことしの 6 月 12 日にシンガポールで米朝首脳会談が行われまして、一定の約束ができたわけでありまして、一行に履行が進まず、東アジア情勢は、いつ風雲急を告げるような状況になるかもわかりません。

そうなりますと、日本も無傷ではいられない。国も、地方交付税どころではないと思いますが、町長は今、交付税がゼロになることは、そんなことは想定したことがない、こういうふうに言っておられたわけであります。

町長は常々、町民の命や財産を守るのは町長の仕事、こう言っている割にはちょっと納得ができない答弁だったか、いうふうに思います。私が仕えてきたある町長は、交付税が来んなくても 2 年ばあ持ちこたえないかん。こう言っていたし、また強い信念を持っていました。いざというときに、米びつが空っぽ。こういうことはいかなものか。これでは、町民の命と財産、生活は守れないと思いますけれども、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。交付税がストップするということは想定をしていない、というお話をしました。それは想定をしております。ただ、ゼロに本当になるのか、今の半分になるのか、6 割になるのか、3 割になるのか、わかりませんが、そういう状態になったらですね、そのときこそ臨機応変対応していく、変化をしていく、

みんなで一緒に考えて、乗り越えていく策を考えていくということが大事だというふうに思ってます。そのとき、非常事態こそ大事なのがリーダーシップでありますので、そこはですね、しっかりとリーダーシップをとって、町の皆さんが困らないように、できるだけみんなで助け合えるようにですね、そういう町の運営をしていきたいなあというふうに思ってます。

決して、その状況から逃げるということを考えたことはありません。一生懸命頑張ります。そういう心がけでやっていますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。以上です。

3 番（西森勝仁君）

非常事態になったとき、リーダーシップをしっかりとってくれるということで、安心は一応しました。しかし、例えばですね、砂漠で一個中隊の軍隊が迷って右に行くか左に行くかわからない状況になったときに、例えばですよ、右から来るオアシスから吹いてくる風、こういったものに敏感に反応して、リーダーがそっちのほうに、右のほうに行けば部隊が助かる、反対のほうに行けば全滅。こういうことでありますので、リーダーというものはしっかりと頼みます。

今言いました非常事態のため、こうしたことのためにですね、無駄を省き基金を積むことは町民を守る。こういったことのためにも絶対必要なことです。いつの時代にでもですね、いざというときには現金を持っているほうが強いに決まっています。そうすれば、佐川町独自の町民救済策も打てると思います。

決して、打ち出の小づちのようなものは、こんな便利なものは絶対ない。ことしの6月30日の高新にも、財政に余裕を持つことが不可欠。というふうに載っていました。みんなで転べば痛くない。こんな考え方じゃだめですので、しっかり、よろしくリーダーシップをお願いします。

無駄遣いないように、先ほど言いましたパーティションもありや、恐らく予算措置がないのでどこぞから捻出したというふうに思いますけれども、そのことについては答弁がなかったし、いちいち聞きませんが、私は無駄遣いというふうに映っていますが、答弁を願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。パーティションの工事費ということで予算をとっていたわけではありませんが、役場庁舎全体ですね

維持管理の中の予算があるということで、総務のほうに確認をして、どういう予算の使い方、執行の仕方をするかっていうことに関しては、予算があるないも含めてですね、総務課にしっかりと検討をしてもらった上で進めております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

しっかりとよろしくお願ひしたいと思います。

次に、順番が少し飛んでいきますけれども、6 番目の住宅の利活用についてお伺いします。

この住宅というのは、旧四国電力の社宅のことではありますが、これは平成 27 年 3 月議会で、町長はこういうふうに議会で説明をしております。「民間から移住促進住宅として、土地、建物を購入し、改修工事を実施する。その費用として約 1 億 3 千万円を計上している。その内容は、土地と社宅 11 棟を購入し、これを改修して町全体の活性化に向けて外の力を借りるということで、その体制づくりをしっかりとやっていく」と説明をしておるわけであります。

このときに松浦議員は、このときの一般質問でこういうふうに言っておるわけでありますけれども、地域おこし協力隊だけでなく、U、I ターン、J ターン、こういったところにも門戸を広げてはと、進言をしております。またその取得議案は、契約議案は、質疑をする議員もいなく可決されたわけではありますが、その後、平成 27 年 6 月議会では、下川議員が、この大きな予算を伴うこの事業計画について質問をしておりますけれども、当時のチーム佐川推進課長も、今言いましたような町長と同じような答弁をしているわけであります。

こうした目的で取得した大切な物件ではありますが、この物件に対して平成 28 年 12 月議会では、片岡勝一議員が、あの住宅の庭には雑草が茂り、ススキの穂が塀から出ている。また、かずらも巻きついている。国道沿いで景観も悪い、それに換気もせにゃ家が腐る。こういうふうに指摘をしております。

この物件を取得してからもう丸 3 年が経過したわけではありますがけれども。あれはあんまり使われていないんじゃないかというふうに見ています。またあの物件は、以前は、四国電力側は資産を減さない方向なので売却はしない、こういったものを買えることになった経緯、なぜ取得することになったのか、誰かの口ききがあったのか、もろもろの諸経費、そして現在の収支状況、管理状況、またこ

れに補助金が当たっているのか、いわゆるひもつきですね。これについて御答弁願います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

西森議員の御質問にお答えいたします。私のほうからは、その物件の取得費用、それから現在の使用状況、維持管理の経費等、これについてお答えをさせていただきたいと思います。

この四国電力から取得しました移住促進住宅、川内ヶ谷にあります全 11 棟、これの取得に係る経費につきましては、100 万円単位で御説明をいたしますが、取得に係る用地それから家屋の取得、それから耐震改修の設計工事費、これを含めまして全体で 9,600 万円。平成 27 年度でございますが。これの財源の内訳といたしましては、国庫補助金が 1,800 万円。県の補助金が 900 万円。残りが一般財源ということで 6,900 万円。

そして平成 28 年度からの維持費、今使用しております 6 棟とあと未改修の 5 棟分も含めまして、それから草刈り等の経費も含めまして、平成 28 年度については、それぞれのその初期費用といいますか、備品の購入費であるとか消耗品、これがありまして全体で 100 万円。そして平成 29 年度については 40 万円ということで、おおむね大体、1 年間、平成 30 年度もおおむね 40 万円程度かかっているのではないかというふうには思っております。

現在のこの移住促進住宅の利用状況ですけれども、一般にといいますか、移住促進住宅として活用しているのは 5 棟です。そのうちの 3 棟につきましては、一般の方々の公募によりまして居住をさせていただいております。2 棟につきましては、地域おこし協力隊が使用しているということで、全 5 棟いっぱい状態でございます。

それから残り 1 棟につきましては、将来、佐川町に移住を検討するという方のお試しの滞在施設、お試し住宅として活用させていただいております。これの活用については、平成 29 年度についてはですね、年間 105 日、使用料、お試し住宅のですね利用料としては 1 年間で 8 万円という収入があってございます。

現在の状況も含めまして私のほうからは以上です。

（「答弁漏れ。その取得する経緯、口きき」の声あり）

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えします。私のほうとしては、そういった経緯とか口ききとかいうことの話は何っておりません。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。町内にいろいろな住宅の空き家がありまして、四電の社宅につきましては、当時の担当課長に四国電力のほうに確認をさせました。あの住宅はどういうふうに活用する予定ですかということで確認をしたところ、以前は、もう売却は考えてないということだったけども、今は売却する方針で会社としては考えているという話がありましたので、役場として購入、買い取りの検討を始めました。以上です。

3 番（西森勝仁君）

町長のほうからアクションを起こしたと、こう理解していいわけですね。

今の話によると 11 棟のうち 5 つが移住促進棟で、1 棟がお試し。これはガラスもあいていることですが、このお試し住宅、これは 105 日で 8 万円、ということですが、町長の行政報告の中にもありましたように、6 件、70 日、こういった報告があったと思いますが、私が町でちょっとある方にお会いしまして、言葉が違うので「どちらからおいでましたか」と言いましたら、こう、こうと。そしたら、私は全国にあるこうしたお試し住宅を利用して全国を旅行していると、こういうふうに自慢をしていました。へえーそうなが、という感じで 1 回目はさらりと。また、いつごろだったかな、もう大分前になりますけれども、また同じような話をしている方にお話を聞くことがありまして、まあ、そんなに簡単に借れるもんじゃおうかと思ったところでありましたが。

それも、ほんで安いもんですよ。105 日で年間 8 万円ということは。ほんでその方たちはそういったところが全国にあるので行きたいところへ行って旅行にしゅうと。年間あちこちへ行くと。今、私が聞きたいのは、そんなに簡単な手続きで借りれるものか、こういうことです。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この前、お試し住宅の借り入れといいますか、使用に関しましては申請書を出していただいております。借りるに当たっての、例えば、佐川町この近辺含めての移住の計画であるとか、そういったものを書いていただいた上で、課のほうで審査をして、それから必要に応じて本人にも確認をし、利用が適当であるというふうに認めた者についてお貸しをしているということでござ

います。

3 番（西森勝仁君）

今、私が言いましたように、日本全国を安く旅行するための手段の1つとしてあれを利用しゆうと。なかなかよう調べたもんじゃよと思うて、私はそのときいろいろいろいろお話を聞きましたけれども、まあそんなに簡単に借れるもんじゃおうかと思うわけですが。ほっちょくよりはましかと思うわけであります。このことについてはまただんだんとお話を聞いていくことにしますが。

私はまたほとんど毎日尾川に行っておりますので、行き帰りにあの住宅を見ているわけでありますけれども、ローソン側の3棟とその横の2棟、これはもうずっと雨戸が閉まりっぱなしで、誰も使っていないんじゃないかと。議事録によると、町長は取得理由を、11棟を改善して佐川町全体の活性化に向けてしっかりやっていると、こういうふうに説明しているわけでありますけれども。その割にしちやああの5棟は何ちゃしちやあせん。できていないのじゃなくって、やってない。こういうことじゃないかと思っておりますけれども、御答弁願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。購入当初は11棟全て改修をしてですね、利活用するという事で考えておりましたが、当時の議会の皆さんと協議をさせていただいてですね、まず6棟を移住者向けに使ってはどうかというお話がありました。5棟に関しては、町内向けにも使えるようにしたらどうかという御意見、アドバイスもいただきましたして、当時6棟の改修で活用するという結論に至りました。

現在、5棟が利活用できてない状況ではありますが、今、道の駅の検討をしておりますして、検討委員会の中で、あのローソンと今お試し住宅ですね、町の所有している四電社宅跡地、あの裏のあたり、あの一体をですね、1つの候補地として検討してはどうかという話も上がっております。道の駅がどうなっていくかによってですね、今あるあそこの住宅もですね、どのように活用するのか、ひょっとしたらある一定の用地として使う必要があるのか、その辺も検討していかなければいけないなあというふうに思っておりますので、少し今、時間をおいてですね、実際に残っている5棟についてどういうふうに活用するかということは決めていきたいというふうに思っております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

だんだんと、取得したときの議会説明とは変わっておるようであります、11 棟のうち 5 つ、半分がそのまま放置してあると。町民の間では、あの四国電力の住宅は日当たりもよくローソンも近い。おまけにオール電化らしいが、放っちゃいてもったいない。こういうことでありますが、それをですね、今のお話をちょっとお伺いしますと、何やら、壊すとは言わざったけど、用地として、これは道のとか何か、壊すということですか。答弁願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。まだ何もですね、壊す壊さない、決まっているわけではありませんが、検討されてる土地に、場所になっておりますので、ちょっと時間をかけながらですね、検討していきたいというふうに思っております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

これはね、取得をするときの説明と随分違うてですね、これを放っちゃいて腐らす。あるいはまた壊すとなると、これは言語道断じゃないかと思うところですが。お考えはいかがなもんですか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。いずれの決断になるにしてもですね、取得当初また利活用の段階も含めて、議会の皆さんとしっかりと協議をさせていただいて、議員の皆さんからですねアドバイスもいただいて、最終的に決定をしてですね、議会の皆さんの了解も得ながらこれまで進めてきております。

ちなみに住宅の取得に関しましては、11 棟で四国電力の簿価に残っていたですね 11 棟で 97 万円という金額で住宅は取得したという形にしております。基本的には、もう償却が終わっておってですね、住宅としての簿価上の価値はないということで、基本的には 1 棟当たり 8 万円ほど、9 万円ほどの金額になっておりますが、ただ、住宅として残っておりますね、利活用も十分できる、手を加えればできる状態ですので、今後はその道の駅の検討も進めていく中で、議会の皆さんにですね、議会にしっかりと相談をさせていただきながら、意見もいただきながら、活用について考えていきたいとそう思うに思っております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

やっぱりしっかり考えていただいてですね、議員の私らも「おま

んら何しゆうよ」と「あほじゃないか」、こういうそしりを受けないように、ひとつお願いをいたします。

次に、大災害時における準備状況でありますけれども、佐川町でも昭和 50 年の大雨で道路、橋、こういったインフラが決壊をして大変なことになりました。そして多くのボランティアに助けてもらいながら、ぬれた畳、あるいは家財道具などを運んで、柳瀬の河原で何日も何日もかけて焼いたわけでありますけれども。

今はそんな時代じゃなくって焼くことはできません。そのためにですね、6～7 年くらい前だったと思いますけれども、あそこの鳥の巣の住友大阪セメントさんのあの広い土地を借りまして、分類をして置けるように借りています。これは、当時の西伯の、坂本町長も言っておりましたけども、何もかにも一緒に捨てたら、後で分類するに大ごと。その近隣の町村で分類をせんずく混ぜて、後でその処理費に 3 億、4 億かかった、最初からきちっとしちよかんと、とこういうアドバイスももらったわけで、あそこを借りた住友大阪セメントさんの御協力を得たわけでありますけれども。

こんな大災害が起きたら、ボランティアの方が多く来てくれるわけでありますけれども。そのボランティアの受け入れは本当に、早い者勝ちだそうであります。これはボランティアの力がなかったら、何もできません。ですから、そのボランティアの確保は、早い者勝ちだから準備をするようにと言われておりましたけれども。

このボランティアについては、7 月の岡山の豪雨災害あるいは山口県の藤本よしきちゃんの捜索活動で、ボランティアのあり方などがクローズアップされておりましたけれども。その中で、大豊の町議の方は宿泊所を求めた。こういうことで世間のバッシングを浴びまして辞職をしました。これとは正反対に、尾畠春夫さん、この方は、よしきちゃんの第一発見者でありまして日本中の人知らない人がいないほど知れわたり、時の人となったことは皆さん御承知のとおりでありますけれども。

私はその大豊町の町議の心情も非常によくわかるわけであります。あのうと暑い中、岡山まで仲間と一緒ににはせ参じて作業をし、そして疲れて、やっぱりその宿泊するところくらいは構えちよいちゃらんと手弁当、車の中で寝えや言うても、やっぱりボランティアはなかなか寄りつかない。そういった人がおれば、それはまことにありがたいわけでありますけれども。あの尾畠春夫さんのような人はも

うそれはめったにいないと思います。

ですから、そのボランティアの宿泊所、これをあらかじめですね、民間にもこういった、あいた広いような体育館ではありませんが、そういったところがいくつかありますので、こういったところに手を打っておくべきだと思いますが、いかがなものでしょうか。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。確かに、災害時のボランティアの方につきましては、大規模な災害時に被災した住民の方の暮らしを助けていただける災害ボランティアの活動につきましては、過去に発生した大災害の際に大きな役割のほうを果たしてきております。

佐川町でも被災した際には、自主防災組織連絡協議会や民生児童委員協議会などの機関の代表者で構成されます佐川町社会福祉協議会を事務局に置く佐川町災害ボランティアネットワーク会議、こちらのほうで被災者のニーズとボランティアをマッチングするといった役割を果たす災害ボランティアセンターの設置や運営を担うことということになっております。

この災害ボランティアの方の宿泊や食事の手配とかいうことについてでありますけれど、被災地として支援する準備につきましては、その被害の程度によるかとは思いますが、被害がかなり少なく、ボランティアに来られる方が少ないとかいうような場合がありますと、宿泊とか食事などの手配というのはできるかもわかりませんが、今のところはそういうことは考えておりません。

ボランティア活動を行っていただける方へは、宿泊先の確保とか水とか食料とか、そういう必要な備えを御自身で行っていただく自己完結型、こちらのほうでの支援をお願いしたいというふうに現在のところ考えております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

総務課長の言葉では、体裁のえい自己完結型、自分のことは自分でやってボランティアに来てねということでもありますけども。そんなね人はね、誰っちゃあおらんがですよ。宿泊所ばあつくっちゃいちゃらな、それは本当、そうかいうて町民が自分で泥のかき出し、家財道具、こんなものはよう出さん。それこそ命からがら出てきちゃう。それでね、ボランティアの力がなかったらもうそれは夏やったら臭うなるし、もう何ともなりません。

それはね、考え方をね、変えて、それくらいのことをしちよいち

やらんと、そういったことは、その災害の先進地、そういったところの情報を集めて、ちょっとは準備をしてもらいたいと思います。このままやったらどうにもなりません。

それにですね、消防団の交流も、6～7年前に南部町に行けいうて1回は行たと思いますが、なんぼ災害が起こって、協定の紙切れ1枚があるから言ったって、来ても、顔も知らんじゃあ、それはどうにもなりませんので、やっぱり交流をして、顔つなぎもしちよく。そして佐川町の多少の土地勘も持ってもらう。尾川行っというて行きよったら、トンネル抜けて越知へ行ちよったじゃあ話にならんわけです。このあたりをね、もうちょっとね、肝を据えてしっかり事をわかってやってもらいたいと思いますが、町長どうですかね。町長が指示をせんと、これは誰っちゃ動きませんよ。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。まずボランティアの方についてですが、災害ボランティアは今、いろいろな災害においてですね、ボランティアとして訪問している方がたくさんいます。インターネット上で、ボランティアで行く方への心得というのがいくつもあります。その中では、ボランティアで行くときには、日帰りではなく1泊2日とか2泊3日、泊まりがけでボランティアに行く方は、宿泊先は自分でちゃんと準備をしてからボランティアに行きましょうというのを心得の中に書いてありました。

それが全てだとは私も思いませんが、基本は、やはりボランティアで行く方々の自己完結型になっているはずで。被災地のほうで宿泊場所を用意するということは、ほとんどのケースでできていないと思います。それがベースになると思いますので、役場としてもですね、南海トラフ地震が起きたときに役場の被災状況を見て、しっかりと判断をしていきたいというふうに思ってます。

南海トラフ地震のときには、まずは佐川町民の命を守る、安全を守るということが大前提であります。もしかすると、そこが確保された後にですね、佐川町は海沿いの自治体の後方支援という立場になる、ならざるを得ないんじゃないかなあというふうに思っております。

そのときは、須崎や土佐市、海沿いの自治体にボランティアで行く方々の宿泊先として佐川町が後方支援をするということも考えられますので、そのときは佐川町の被災状況を見ながら、臨機応変、しっ

かりと対応していきたいというふうに考えております。

あと、消防団の交流につきましては、非常時ですね、いざというときには、それまで行き来がなかったとしても、しっかりと連携はとれるというふうに思っておりますので、消防団の皆さん、団長ともですね相談をしながら、本当に必要であれば交流をする、お互いの技術を高める、そういう活動を、交流をしてもいいかというふうに思いますが、それがなければ、いざというときの対応ができないというふうには考えておりませんので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

3 番（西森勝仁君）

それはね、言葉ではそういうことになるわけですけどもね、実際は、なかなかそうはいかんがですよ。そのために防災の日もつくって、家庭で話し合いましょう、訓練しましょうと言ってるじゃないですか。だからね、多少のね、実践形式とまではいかいでも、顔つなぎばあはないと、それはなかなか難しいと思います。

議長（永田耕朗君）

西森議員の持ち時間、あと1分となっております。簡潔に。

3 番（西森勝仁君）

あと1分ということですので、ちょっとお伺いいたします。

障害者の雇用促進に関する法律の法定雇用率が3.16%というお話でしたが、これ、除外される職種と算出の基礎、この分子と分母、これをお知らせ願いたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。分子につきましては7、分母につきましては221.5になります。そして除外される職種についてでありますけれど、当町で該当する主な職種ということでお答えさせていただきます。

町長、副町長、教育長それと保健師、それとこの計算上、高北病院のほうを含んでおりますので、医師、看護師及び准看護師、そして地域おこし協力隊、これは自伐の関係。あと保育士、小学校特別支援学校及び幼稚園の教育職員というところが除外職員ということになっております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

この点につきましては了解をいたしました。もうほとんど時間がありませんので、今回通告しておりました質問につきましては、答

弁を用意しておっていただいたと思いますので、それに従ってアクションを起こしていただきますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、3番、西森勝仁君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議を、11日の午前9時とします。

本日は、これで延会します。

延会 午後4時28分